Creative Links to World Electronics

ヒロセ電機グループ

グリーン調達ガイドライン

第18版

制　定　2025年9月19日

ヒロセ電機株式会社

目　次

１．目 的

２．適用範囲

３．運用

４．用語の定義

５．仕入先様への要求事項

６．購入品の化学物質情報の提出のお願い

７．問い合わせ先

８．改定履歴

＜添付資料＞
付表１：禁止物質
付表２：製造工程禁止物質
付表３：用途限定（玩具・子供向け製品，電池，包装）禁止物質
付表４：RoHS指令適用除外

別紙１：構成表
別紙２：化学物質成分表
別紙３：禁止物質に関する保証書
別紙４：ハロゲンに関する回答書
別紙５：取引先環境保全評価リスト

１．目的

ヒロセ電機は，下記環境基本方針に基づき環境保全の活動，及び生物多様性保全活動を進めており，その一環として環境負荷が小さい部品・材料・原料の調達（以下，グリーン調達という）を推進します。

更に，関連する国内・海外法規制に対応するため，原料から製品までの化学物質の管理が必要となります。そのためには，仕入先様から，原料メーカ様までのご協力が必要であると共に，後述の要求事項を満足していることが，必要不可欠となります。

本ガイドラインでは，グリーン調達の推進に当たり，仕入先様への要求事項を明確にし，満足している仕入先様から優先して調達することをねらいとしており，そのための仕入先様への要求事項及び，ヒロセ電機の禁止物質及び管理物質をまとめました。

なお，要求事項を満足して頂けない場合は，今後お取引を控えさせて頂く場合があります。

また，仕入先様への要求事項及び，ヒロセ電機の禁止物質及び管理物質については，今後の法規制や社会動向に応じ，変更する場合があります。

環境基本方針

英知をつなげる小さな会社，ヒロセ電機株式会社及びグループ企業は，世界に発展していくことの基本的な経営課題の一つとして，地球環境の保護が重要であると認識し，環境保護及び生物多様性の保全に配慮した企業活動を推進していきます。

当社の主製品コネクタは，着脱機能により，お客様の生産性向上，運び易さの向上等省エネルギーに貢献し，また電気自動車やLED照明等，環境配慮製品に使用して頂いており，コネクタを販売することにより低炭素社会・環境保護及び生物多様性の保全に貢献して参ります。

環境保護を推進していくうえで，環境マネジメントシステムに適合し有効な環境マネジメントを行うことは重要なことであると認識し，ヒロセ電機株式会社及びグループ企業は，国際規格 ISO14001 に適合し，下記環境保護活動を推進していきます。

1. 当社のおかれている状況・利害関係者のニーズ・当社の活動および製品が環境に与える影響を把握し、環境保護に対して取り組むべきところ，順守義務，環境保護活動を推進していくうえでのリスクと機会を特定し、計画・実施することにより，環境保護と汚染の予防を推進していきます。
2. 環境に関連する法規制・条例及び当社が同意する社外諸規則を順守いたします。
3. 当社の事業活動においては重点項目として以下の活動を推進していきます。
   - ・環境に配慮した製品の設計・生産・販売
   - ・資源の有効利用，業務の効率化，無駄の削減による省エネルギー化の推進
   - ・金属屑、廃プラスチック等の産業廃棄物の削減と、分別によるリサイクル、リユースの推進
4. 環境保護・生物多様性保全に関する社内教育を行うと共に、協力会社取引先等への啓蒙・支援・協力要請を行っていきます。
5. 環境保護活動に対しより良い結果を得られるようにするため、環境マネジメントシステムの継続的な改善を行っていきます。

2023 年 5 月 18 日

ヒロセ電機株式会社　社長

２．適用範囲

１）仕入先様（物品の購入先，外注先）に適用する。

２）以下のヒロセ電機グループが購入する物品に適用する

①ヒロセ電機製品を構成する物品，ヒロセ電機製品と共にヒロセ電機顧客に納入されるもの(される可能性があるもの含む）全て，及び上記物品に使用する副資材。

(例)

- 材料
- 接着剤，潤滑剤，はんだ
- フラックス
- 塗料，インク
- 洗浄剤，離型材，処理液
- 部品，ユニット
- OEM製品
- 治工具（顧客に販売用）
- 取扱い説明書などの製品の付属品
- 包装材料，梱包材料等　(同部材に印字されているインク，糊，ホチキス等も含む)
- 表示ラベル(製品そのものに貼るラベル，顧客に納入される梱包材に貼るラベルどちらも対象)

②ヒロセ電機顧客に納入されない梱包材料

ヒロセ電機納入物品の輸送，保護に用いる梱包材(同部材に印字されているインク，糊，ホチキス等も含む）。

③ヒロセ電機の製品組立現場，個品製作現場にある物品で製品，個品に触れている又は，触れる可能性がある物品。

(例)

・製造現場に持ち込む筆記用具，手袋，指サック等

④製造設備

ヒロセ電機の製品，個品を製造するための設備で，製品，個品に触れる又は，触れる可能性があるパーツ。

３．運用

１）主要な法規制に基づき化学物質を規定しているが，全てを網羅しているわけではないので個別製品等での運用は，条約・法・条例・業界指針その他必要要件を完全に遵守し，かつ本ガイドラインを遵守すること。

２）提出して頂く化学物質情報は，本ガイドラインの遵守を原則とするが，弊社依頼部門の要求にて，異なる運用をする場合は，この限りではない。

３）**別紙１～別紙５**は，バージョンアップにより，実際に弊社から依頼するものと，本ガイドラインで示している様式と異なる場合があり，そのような場合は，実際に弊社から依頼するものを優先する。

４．用語の定義

１）JAMP

JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium) アーティクルマネジメント推進協議会とは，アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し，円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させる協議会。

現在，下記の仕組みが提供されている。

・製品含有化学物質管理ガイドライン
・ chemSHERPA
・管理対象物質リスト【JAMP chemSHERPA 管理対象物質】

上記仕組みの入手先：https://chemsherpa.net/

☆上記仕組みを入手の際は，解説・書き方等も提供されておりますので，同時に入手願います。（一般メニューから入手願います。）

２）製品含有化学物質管理ガイドライン

JAMPの提供する仕組みの１つ，製品含有化学物質管理ガイドラインのことをいう。
含有化学物質情報の授受が適切かつ確実なものとなるように，組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめたもの。

３）製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート

JAMPより，製品含有化学物質管理ガイドラインと一緒に提供されている，同ガイドラインの要件に沿ったチェックシート。

４）chemSHERPA

JAMPの提供する化学物質伝達の仕組み
化学物質・調剤・成形品に含有する化学物質情報等伝達するために使用する。
入手先URLにある最新版を使用のこと。

５）含有

物質が意図的であるか否かを問わず，適用範囲で定めた物品へ，成分・内容物として含まれていることをいう。　製造工程において意図せずに製品に混入，付着する場合も含む。

６）意図的添加

規制値以下であるか否かを問わず、当該物質の含有を認識している状態で、部品・原材料に対して含有させていることをいう。
製造工程において意図せず生成した化学物質（副生成物）についてもそれらの含有・付着を認識している場合は、意図的添加とみなす。

７）意図的添加以外の含有

上記意図的添加以外の含有・付着

当該物質が天然素材中に含有されていることを適切な調査でも知ることができず含有している場合、
製造工程において適切な管理にもかかわらず、意図せずに当該物質が混入・付着した場合などをいう。

８）使用
適用範囲で定めた物品へ含有しているか否かは問わず，当該物質，又は当該物質が含まれた洗浄剤，処理液等を用いることをいう。

９）禁止物質
適用範囲で定めた物品への含有及び製造工程での使用を禁止する化学物質のことをいう。
レベル１：即刻禁止
レベル２：含有部材の新規採用禁止。既に採用している場合は，期限までに廃止

10）JAMP管理対象物質
JAMPの提供する仕組みの管理対象物質リスト【JAMP chemSHERPA 管理対象物質】のことをいう。本ガイドラインでは，JAMPの提供する最新版の管理対象物質リスト【JAMP chemSHERPA 管理対象物質】を意味する。

11）管理物質
適用範囲で定めた物品への含有について，管理を行う化学物質をいう。
JAMP 管理対象物質から，禁止物質を除いたものを管理物質とする。

~~12）製造工程禁止物質~~　削除　9)禁止物質へ統合
~~適用範囲で定めた物品へ含有しているか否かは問わず，製造工程での使用を禁止する化学物質をいう。~~

13）CAS登録番号
化学物質の背番号で，化学物質を識別するための番号
アメリカ化学会の情報機関であるCAS(Chemical Abstracts Service) が付けている。
例　・鉛　7439-92-1　・銅　7440-50-8　・金　7440-57-5
・赤リン　7723-14-0　・フタル酸ビス（DEHP）117-81-7

14）均質材質
均質材質とは，機械的に異なる材質に分解できない材質をいう。
例えば母材（単一金属）に銅，ニッケル，金の３層のメッキが施されている部品の場合，その部品は，メッキの層数分（３）の均質材質＋母材（１）の４つの均質材質から構成されていると考えることができる。
詳細については，JAMPが提供する「AIS作成手順書」用語の定義を参照のこと。

15）SDS
化学物質排出把握管理促進法，毒物及び劇物取締法，労働安全衛生法を満足する安全データシートをいう。対象化学物質の性状や取扱いに関する情報シート。

16）ミルシート
金属材料の検査証明書

17)IMDS(International Material Data System)
IMDSとは，世界共通の自動車業界標準の環境負荷物質情報収集システム。

５．仕入先様への要求事項

１）環境マネジメントシステムの構築

①環境マネジメントシステム(ISO14001)等のシステムを構築していること。
又は，取得計画により推進中であること。

②環境保全に関する次の取り組みを実施していること。
- ・環境対策委員会等の環境管理推進組織の設置
- ・上記推進組織の位置づけ，及び機能の明確化
- ・上記組織への経営層の主導的参加
- ・ 過去５年に関係監督官庁からの指導・処罰を受けていないこと
（もし指導・処罰を受けたら連絡のこと）
- ・従業員に対しての化学物質管理及び環境保全と生物多様性保全についての教育実施とその有効性の確認及び記録
- ・省エネルギー推進活動
- ・大気汚染防止法，水質汚濁防止法等環境関連法規の遵守
- ・廃棄物の減量化や再資源化(リサイクル)に対する積極的取り組み
- ・梱包材の紙について，できるだけ古紙を採用
- ・環境保全に努めるとともに，生物多様性に配慮したサプライチェーン管理を推進すること

③**別紙5** 取引先環境保全評価リストを提出すること。

２）禁止物質に関して品質管理を確実に行うこと

①構築している品質システムで，製品要求事項の中に「納入製品の禁止物質に関する要求事項」が明確に含まれていること。

②禁止物質に関して「設計開発」「購買」「製造及びサービス提供」の各プロセスで，ISO9001の規格に基づき必要なことが決められており，実施され記録が残されていること。

(参考)
下記手引きが，禁止物質に関しての品質管理システムで必要なことが詳しく書かれている為，参照願います。
中小企業向け 製品含有化学物質管理の手引き（経済産業省）
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/reports/H24_sc_tyousa1.pdf

３）製品含有化学物質を確実に伝達するシステムの構築

①納入物品について，原材料メーカまで遡る確認体制を確立していること。
②JAMP「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づき化学物質管理を実施すること。
③JAMP**「製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート」**において，合格のこと。
合格基準：対象項目5.4.2以降で不適合がないこと　更に，対象項目での準適合の項目に対し，是正計画書が 提出されていること。

6. 購入品の化学物質情報提出のお願い

新規採用品の事前確認，あるいは購入品の確認の為，別途以下の化学物質情報提出の依頼を致しますので，依頼があった場合は，速やかに提出いただける様ご協力お願いします。

尚　下記提出書類一覧で

(別紙○○)と書いてあるのは，ヒロセ電機書式，

(JAMP)と書いてあるのは，JAMPの書式

何も書いていないのは特に書式は定められていないことを示します。

1)提出書類一覧

ア)下記表1の分類で，化学物質・調剤に該当する場合

①禁止物質に関する保証書(**別紙3**)

②ハロゲンに関する回答書(**別紙4**)

③chemSHERPA-CI(JAMP)

④化学物質成分表(**別紙2**)

⑤SDS　**注1注2**　とRoHS　指令対象10物質群の高精度分析データ　**注2注3**

⑥製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート(JAMP)　**注4注5**

⑦取引先環境保全評価リスト(**別紙5**)　**注4**

イ)下記表1の分類で，アーティクル(部品や成形品等の別称)に該当する場合

①禁止物質に関する保証書(**別紙3**)

②ハロゲンに関する回答書(**別紙4**)

③成分合計で100%なるようにした　chemSHERPA-AI(JAMP)

上記100%の条件が満たせない場合は

chemSHERPA-AI(JAMP)＋均質物質毎に　化学物質成分表(**別紙2**)

④構成表(**別紙1**)**注6**

⑤各原材料のSDS **注1注2**　とRoHS　指令対象10物質群の高精度分析データ　**注2注3**

⑥製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート(JAMP)**注4注5**

⑦取引先環境保全評価リスト(**別紙5**)　**注4**

注1) 原材料メーカに法律上の作成義務がなく提出不可のときは，その原材料メーカの発行した成分表を提出すること。

注2) 英文にて作成のもの　可能なら英文・和文両方とも提出願います。

注3) 原則1年以内に分析されたデータ,分析方法詳細(前処理方法/分析法,試料の完全溶解記述,分析フローチャート)も提出。金属の場合はPBBs,PBDEsのデータは,省略しても良い。

注4) 新規に会社取引する場合，又は個別に求められた場合のみ必要

注5) 製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシートの評価は合格であることが新規取引条件　<**5項3)製品含有化学物質を確実に伝達するシステムの構築③** 参照>

注6) 複数の均質材質からなる材料の場合のみ必要

表1

分類	**化学物質・調剤**	**アーティクル**(部品や成形品等の別称)
金属類	はんだ インゴット(鋳造材料) 溶接棒	金属材料(板材，棒材，線材)， 金属パーツ(ネジ，プレス品，鋳造部品等)， めっき
樹脂類	成型用樹脂(ペレット，硬化前のモノマー) 接着剤	成型済み樹脂，成形パーツ， 樹脂フィルム
その他	グリス，オイル，ガス類 元素単体または化合物およびその混合物 酸化鉛，インク，塗料，等	紙 電池，電線， 電子部品(基板，コネクタ等) ユニット，OEM製品，治工具，等

★参考として納入事例に基づいて提出資料を説明した冊子「納入品別提出書類の手引き」も参照すること。(ただし，冊子「納入品別提出書類の手引き」は，本ガイドラインの一部ではありません。)

2）化学物質成分表, chemSHERPA, 構成表,SDS注意事項

ア）化学物質成分表, chemSHERPA,共通作成注意事項

報告対象化学物質は，「JAMP 管理対象物質」すべてとする。

イ）chemSHERPA-CI 作成注意事項

揮発や化学反応がある場合，極力乾燥・反応後の成分を記載すること。

上記不可能な場合で,管理対象物質を含有し，当該物質が一般的な使用条件下で，揮発，反応の可能性がある場合は，chemSHERPA-CIの物質の備考欄にその旨,記載のこと。

ウ）化学物質成分表 作成注意事項 **注4**

・組成が，JAMP管理対象物質以外の成分も含め，全成分記入し，含有率の合計が100%になるように回答すること。
・やむを得ず成分開示できない場合は，ヒロセ電機禁止物質，JAMP管理対象物質を含有している場合は開示必須とし，その他の成分については，IMDSでの10%ルール（未開示物質は，全体の10%以下）を適用可とする。

注4）IMDSにて閲覧可能(ヒロセ電機企業ID23616)であれば，IMDS Noを通知して頂くことにより本帳票作成は不要となります。(拠点によっては不可の場合がありますので提出前に確認願います。)

・揮発や化学反応がある場合，極力乾燥・反応後の成分を記載すること。

エ）chemSHERPA-AI作成注意事項

・均質材質毎に作成のこと。
・組成が，JAMP管理対象物質以外の成分も含め，全成分記入し，含有率の合計が100%になるように回答すること
・上記100%の条件を満たさない場合，上記ウ）化学物質成分表を追加提出のこと。
・やむを得ず成分開示できない場合は，ヒロセ電機禁止物質，JAMP管理対象物質を含有している場合は開示必須とし，その他の成分については，IMDSでの10%ルール（未開示物質は，全体の10%以下）を適用可とする。

オ）構成表 作成注意事項

・調査対象が，複数の均質材質からなる場合に作成のこと。
・均質材質毎に均質材質のSDSと精密分析データも添付すること。
・調査対象が，単一の均質材質の場合は，作成不要とする。

カ）SDS注意事項

・化学物質排出把握管理促進法，毒物及び劇物取締法，労働安全衛生法を満足すること。

3）禁止物質に関する保証書注意事項

・禁止物質~~，製造工程禁止物質~~については，それぞれ**付表１~~，付表２~~**を参照のこと。
・禁止物質の詳細として，**付表４**RoHS指令適用除外を参照のこと。
・付表3の禁止物質については，用途が該当する旨の通知を受けた場合は付表3の用途を含めて保証すること。

また 通知を受けなくとも新規採用の機会を広げる観点から，保証可能な場合は，保証に含めるのが望ましい。

４）**別紙４**のハロゲンに関する回答書に関する注意事項
「ハロゲン5物質(Br, Cl, F, I, At)非含有」または、「IEC61249-2-21基準に適合」のどちらにも該当しない場合は，その理由を回答書の備考に記載し提出のこと。

５）**別紙５**の取引先環境保全評価リストに関する注意事項
・「(2)化学物質管理体制確認」において、実施項目5．4．2 力量のなかで教育の実施と記録の設問があるが、教育の有効性については仕入先様の化学物質の管理体制の確認時に聴き取りするので、有効性の確認も行い記録すること。
また、実施項目5．4．2以降で不適合がないこと、準適合の項目がある場合は、是正計画書を提出すること。
・「(3)禁止物質の品質管理状態の確認」において、0点の項目がある場合は、是正計画書を提出すること。
・是正計画書の書式は任意とする。

６）**均質材質毎の分析データ等の注意事項**
①RoHS指令対象10物質の高精度分析データ。（ICPデータ等）
・前処理方法/分析法，試料の完全溶解記述，分析フローチャートも添付。
・ISO17025を認証取得している測定機関でIEC62321準拠して分析のこと。
・原則１年以内に分析されたデータ。
★金属材料について，PBBs，PBDEsの分析データは，不要とする。
★仕入先様　自社において原則１年以内の管理を行うものとする。
・更に，ハロゲンフリー保証可能な材料は極力 塩素・臭素の分析も含めること。
（保証不可及び金属・メッキについては不要）

７）**含有化学物質が変化する場合の事前報告**
２．適用範囲2)に含有する化学物質が変化する場合，工程変更連絡書提出の際，**６．購入品の化学物質情報提出のお願い　1)提出書類一覧**に従い，必要書類を再提出すること。
（注）含有化学物質の変化とは，化学物質成分変化の他，化学物質の比率変化の場合も含む。

８）提出資料の更新時期・保管期間

表2 による。

保管期間の開始日は，供給終了又は，その資料が更新などで不要となったときとなります。

表2

提出書類名	更新時期	保管期間	提出先
chemSHERPA-CI(JAMP)	変更時(**注 2**)	当該部材の取引停止から 25 年(**注 3**)	依頼元
化学物質成分表(**別紙2**)	変更時(**注 2**)	同上	依頼元
chemSHERPA-AI(JAMP)	変更時(**注 2**)	同上	依頼元
構成表(**別紙1**)	変更時(**注 2**)	同上	依頼元
SDS	変更時(**注 2**)	同上	依頼元
禁止物質に関する保証書(**別紙3**)	変更時(**注 2**)	同上	依頼元
RoHS 指令対象 10 物質の高精度分析データ	1年毎(**注 1**) 変更時(**注 2**) 有効期限原則1年	同上	依頼元
ハロゲンに関する回答書(**別紙4**)	変更時(**注 2**)	同上	依頼元
製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート(**JAMP**)	変更時(**注 2**)	同上	依頼元
取引先環境保全評価リスト(**別紙5**)	変更時(**注 2**)	同上	依頼元

注 1　ヒロセ電機から要求があった場合，更新済みの資料を 11 日以内で提出できるよう管理のこと。
注 2　ヒロセ電機基準変更に伴う再提出依頼時　または、含有化学物質変化時。
　　含有化学物質が変化する場合は，事前に提出のこと。含有化学物質の変化とは，化学物質成分変化の他，化学物質の比率変化の場合も含む。
注 3　自動車関係の顧客固有要求事項

９）本ガイドラインに関する問い合わせ先

ヒロセ電機株式会社
環境管理室
045-620-3563

７．改定履歴

版	改定日	改定内容
1	2006.12.11	初版
1.1	2007.10.31	1.補足追記 2 8)へ注記　※3を追記 ※３　３．１適用範囲　２)に該当する物品に関しては，特別な要求がある場合を除き 提出は不要とする。 2.表現変更 2 5)②の表現変更 禁止物質を使用していない場合→ 禁止物質を含有しておらず かつ，製造工程禁止物質を使用していない場合は 2 5)③の表現変更 禁止物質を使用している場合は→ ②に該当しない場合には 3.誤記訂正 3.3 3) 含有されている場合は→使用している場合は 4.付表1　JIG 改訂を受け，ｱｽﾍﾞｽﾄ，オゾン層破壊物質閾値を変更。 意図的添加禁止→　量にかかわらず含有禁止 5.付表1　付表2　中鎖，長鎖塩化パラフィン:顧客要求改訂により，禁止物質から管理物質に変更 6.付表2　管理物質にPFOS追加 7.付表2　管理物質にPFOA追加 8.付表2　管理物質参照法規制：国内法規，海外法規としていた部分を，具体的な法規を記入 9. 取引先環境保全評価リスト（別紙４）の提出を1-③，提出書類一覧に追加
2.0	2009.6.25	１．目次 削除：付表２管理物質一覧，別紙１含有調査書の様式 追加：別表１ 提出資料一覧，別紙１調剤全成分表の様式，別紙２構成表の様式，ハロゲンフリー保証書の様式 文書構成変更：３項化学物質管理を，削除。 適用範囲，運用，用語の定義を２項，３項，４項に割り振り，挿入。 ２．１項 目的 追記：下記文章追記 その要求事項で提出をお願いする「取引先環境保全評価リスト」「実施項目一覧表兼チェックシート」は仕入先様において要求事項の満足度合いを確認し改善活動を行って頂くツールです。 ３．２項適用範囲＜旧3.1項＞ １） 追記：①仕入先様（物品の購入先，外注先）に適用する。 ②(される可能性がるもの含む)（顧客販売用）， 顧客に納入される

2.0	2009.6.25 続き	2） 改訂：説明内容を分かりやすく改訂（意味は新旧同じ） 3），4），5） 追加：3），4），5)を適用範囲に追加した。 4．3項 運用 追記：本項目を追記した。 5．4項 用語の定義 1．用語追加 1）～5）項 11)，15)，16)，17)，18)項 6．5項 仕入れ先様への要求事項 4）化学物質含有情報の提出 改訂：全面改訂(報告対象物質刷新，AIS，MSDSplus導入のため) 5)禁止物質不使用保証書，禁止物質申告書･保証書の提出 改訂：②に該当しない場合→②の内容を具体的に記述 6）ハロゲンフリーに関する保証書の提出 追記：上記項目及び内容を追加した。 7）＜旧 6）＞均一部位毎の分析データ等の提出 改訂：均一部位→均質材質（JAMPの表現に変更） 追記：測定データ。→高精度分析データ。(ICPデータ等) ・IEC62321準拠にて分析のこと。 ★仕入先様　自社においても原則1年以内の管理を行うものとする。 (金属材料の場合に限る) 9）＜旧 8）＞仕入先提出資料一覧，更新時期　及び最低保管期間 削除：一覧表（別表としたため） 7．　6項 追記：本ガイドラインに関する。　，株式会社 ＜付表1禁止物質　改訂＞ 1．追記 1）CAS No 参照例示物質リスト欄 JIGやGADSLの例示物質リストを参照できる物質には，参照リスト名を追記した。 2）参照法令欄/自主規制欄 JIG対象物質は，そのクライテリアを追記した。 GADSL禁止物質は，「GADSL禁止物質」と追記した。 3）注記 上記1)に関して，注記を行うと共に，例示物質リストの入手先のURLを明記した。 2．追加禁止物質 ①1,1,1 トリクロロエチレン ②五酸化二ヒ素(JIGに合わせ，ヒ素およびその化合物から，独立させた。) ③三酸化二ヒ素(JIGに合わせ，ヒ素およびその化合物から，独立させた。) ④リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル) ⑤ﾄﾘｽ(1-ｱｼﾞﾘｼﾞﾆﾙ)ﾎｽﾌｨﾝｵｷｼﾄﾞ

<table>
<tr>
<td>2.0</td>
<td>2009.6.25
続き</td>
<td>⑥ペルフルオロオクタンスルフォン酸(PFOS)とその塩
⑦パーフルオロカーボン(PFC)
⑧ハイドロフルオロカーボン(HFC)
⑨６フッ化硫黄（SF6)
⑩ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）およびすべての主要ジアステレオ異性体
⑪クロロメチルメチルエーテル
⑫２－メトキシエタノール
⑬N-ニトロソジメチルアミン
⑭テトラクロロベンゼン類
⑮テトラフルオロメタン
⑯クロロエチレン(別名塩化ビニル)
⑰フマル酸ジメチル(DMF)
３．変更
①ホルムアルデヒドの規制値欄　0.1ppm以上の濃度でホルムアルデヒドを放出する木材製品や家具→0.1ppm以上の濃度でホルムアルデヒドの放出禁止
②オゾン層破壊物質
クラス分け誤記修正
③フタル酸
閾値変更
法令を解釈すると,それぞれの合計値となるので各々0.1%としていたものを合計0.1%と変更
<table>
<tr><td>フタル酸ビス(2-エチルヘキシル(DEHP(DOP))
フタル酸ジブチル(DBP)
フタル酸ブチルベンジル(BBP)</td><td>左記３種の合計が 0.1%以上の濃度での使用禁止
玩具及び子供用品中の可塑性材料に限る</td></tr>
<tr><td>フタル酸ジイソノニル(DINP)
フタル酸ジイソデシル(DIDP)
フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)</td><td>左記３種の合計が 0.1%以上の濃度での使用禁止
子供によって口に入れられる玩具及び子供用品用途に限る</td></tr>
</table>
３．削除禁止物質
有機スズ化合物(禁止物質のTBT, TPT, TBTO類を除く)
理由：禁止されている用途は，殺生物剤，工業用水処理のため，禁止物質から除外
＜付表２．製造工程禁止物質＞
１．追加禁止物質
①ペルフルオロオクタンスルフォン酸とその塩(PFOS)
＜付表３．ヒロセ電機　RoHS 指令対象物質規制値一覧＞
１．規制追加
①電池に対する水銀の規制値
＜付表４．RoHS 指令で適用除外＞
１．DecaBDE項目削除
No５にてDecaBDEは，ヒロセ電機としては例外を認めない旨注記していたが，指令の除外から外れたため，本除外項目自体を削除した
2009/443/ECで追加された６つの除外規定を追記した。</td>
</tr>
</table>

2.1	2010.3.25	１．目的 生物多様性保全活動に関する記述追加 ５．仕入先様への要求事項 生物多様性保全に関して追加 ５．４）＜MSDSplus，調剤全成分表，AISシート，構成表作成注意事項＞ ・「構成表に均質材質毎に均質材質のMSDSと精密分析データ　も添付すること」を追記 ・カ）MSDS注意事項を追記 6.ハロゲンフリーに関する保証書の提出 要求があれば提出であったものを，提出を必須とし、保証できないものは保証できない主旨を記載し提出することに変更した。 8.提出書類一覧 納入品別提出書類の手引きも参照することを追記した。 ＜付表１ 禁止物質追加の追加＞ 76/769/EECのREACH規則統合，化審法改正，GADSL改訂を反映し，下記の禁止物質を追加した。 1.追加禁止物質 多硫化アンモニウム 揮発性のブロモ酢酸エステル類： ブロモ酢酸メチル ブロモ酢酸エチル ブロモ酢酸プロピル ブロモ酢酸ブチル 有機スズ化合物 （a）クレオソート （b）クレオソート油 （c）留出物（コールタール）、ナフタリン油 （d）クレオソート油、アセナフテン留分 （e）留出物（コールタール）、高温留分 （f）アントラセン油 （g）タール酸、石炭系、粗 （h）クレオソート、木質 （ｉ）タール油、アルカリ性、低温 ジフェニルエーテルペンタブロモ誘導体C12H5Br50 ジフェニルエーテルオクタブロモ誘導体C12H2Br80 （1）ノニルフェノール　C6H4(OH)C9H19 （2）ノニルフェノールエトキシラート　(C2H40)nC15H240 トルエン トリクロロベンゼン

2.1	2010.3.25の続き	多環芳香族炭化水素（PAH） 1. ベンゾ(a)ピレン(BaP) 2. ベンゾ(e)ピレン(BeP) 3. ベンゾ(a)アントラセン(BaA) 4. クリセン(CHR) 5. ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA) 6. ベンゾ（ｊ）フルオランテン(BjFA) 7. ベンゾ(k)フルオランテン　(BkFA) 8.ジベンゾ(a, h)アントラセン（DBAhA)″ 2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(DEGME) 2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE) メチレンジフェニル ジイソシアネート（MDI） シクロヘキサン 硝酸アンモニウム（AN） ″N-ニトロソジメチルアミン ＜付表４．RoHS 指令で適用除外＞ ・音圧レベル100dB(A)以上の高耐入力スピーカの変換器のボイスコイ　ルに直付けされる導電体の電気的/機械的なはんだ接合部分の合金　中のカドミウム ・照明または表示装置用のII-VI族LED（カドミウムは発光領域mm2あたり10μg以下）で使用しているカドミウム
３	2011.6.1	①環境方針の変更に伴い最新版を掲載 ②禁止物質の定義、製造工程の混入を踏まえ製造工程でも使用禁止を明記。 ③表 A、D 必要資料の MSDS に注記追記 ④表 B 保管期間を REACH 規則を考慮し見直した。 ⑤ヒロセフォーマットの化学物質調査書類　別紙１－別紙４,別紙６を見直した。 ⑥禁止物質をレベル１，レベル2　2種類にした。 ⑦付表1 レベル2の禁止物質として下記２物質を追加した。 ・5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン　（ムスクキシレン） ・4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA) ⑧付表１ REACH付属書ⅩⅦの物質を中心に閾値の整合を行った。 ⑨付表3 法令改定(2010年9月25日)に伴いRoHS指令適用除外を見直した。
４	2012.7.14	５．仕入先様への要求事項　３項「カドミフリー工場の要求」を２項の「禁止物質に関して品質管理を確実に行うこと」に変更した。 ６．問い合わせ先　移転に伴い電話番号変更した。 ＜禁止物質表の変更履歴＞ ・禁止物質の表　ﾚｲｱｳﾄを変更し参照法令が規定の一部でないことを明確にした。 ・4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)がレベル①、レベル２重複していたので、レベル２から削除 ・DINP, DIDP CAS番号誤記　訂正

4 続き	2012.7.14 続き	・鉛の閾値で、主として12歳以下の子供向け製品用について法令改定にあわせ300から100へ変更 ・多硫化アンモニウムCAS番号9080-17-5　76/769/EECが、REACHに合併されたときに、追加されたのを受け追記 ・酸化ベリリウムをレベル２に追加 ・注５を追記して、意図的添加と閾値の関係を明確にした。 ・EU REACH ANNEX ⅩⅣ追加物質(2012/2/15)を反映し既に禁止されている物質を除きレベル２に追加した(３物質)。 ・RoHS場外規定を最新の内容に更新した。 ＜別表１＞ 表Cで、RoHS関係の保管期間を法令改定に合わせ１１年に変更 ＜提出資料書式＞ 別紙３、別紙４：カドミフリー工場要求を禁止物質の品質管理の要求に変更したことについて整合を取る内容に変更。
5	2013.6.26	＜禁止物質の変更追加＞ 今回の改訂では追加無し 下記CAS誤記訂正 黄リンマッチ　CAS No 7723-14-0 ⇒ 12185-10-3 以下変更箇所 ・MSDSの表記を(M)SDSと変更。 ・追記（もし指導・処罰を受けたら連絡のこと） ・5.2)　中小企業向け 製品含有化学物質管理の手引き　紹介追加 ・5.3)　実施項目一覧表兼チェックシートの合格基準をチェックシートのバージョンアップに合わせ見直した ・６章に化学物質情報の依頼内容をまとめなおした。 ・別表１があったが、廃止し、内容をガイドライン本文で説明するよう変更した。 ・6.1)エ)100%回答でないときは調剤前成分表が追加で必要なことを明記 ・6.2)ウ)MDS NOにて調剤前成分表に代えられる案内追記 ・別紙６ ①取引先環境保全評価リストの実施項目一覧リストの欄を JAMPの改訂にあわせ合格基準を変更 ②禁止物質の品質管理状態の確認項目追加 ③配点を120点満点から200点満点に変更
6	2014.7.16	＜付表１ 禁止物質表の変更＞ ■以下の物質をレベル１の禁止物質として追加した ・リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP) ・リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP) ・エンドスルファン ・多環芳香族炭化水素 (PAH) 既存のPAH8種類に10種類追加した ・BNST ■以下の物質が期限を迎えたのでレベル2からレベル1とした。 ・ジブチルスズ化合物(DBT)の特定用途 既存のレベル1のジブチルスズ化合物(DBT)に統合した。 ・フタル酸ジイソブチル (DIBP) ・リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP) ・5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン（ムスクキシレン） ・2,4-ジニトロトルエン

6 続き	2014.7.16 続き	■以下の物質の閾値を変更した ・ポリ塩化ナフタレン(PCN) ＜付表4. RoHS適用除外一覧の変更＞ ■期限を迎えた適用除外を削除した。(2箇所)
7	2015.7.1	＜付表１の変更＞ ■追加禁止物質 ①ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩 ②塩化パラフィン(中鎖型:C14-17) ③赤リン 【理由】 ①、②:ノルウェー法令　及び　それを参照し禁止にしている顧客要求を踏まえ禁止とした。 ③　:安全設計の観点から禁止とした。 ■規制値変更 ①アスベストアスベスト ②ホルムアルデヒド ③ニッケル ④オゾン層破壊物質 ⑤砒素及びその化合物(五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素を除く) ⑥多環芳香族炭化水素 (PAH) ⑦六価クロム(対象材質追加、規制値設定した。) 【理由】 法令、顧客要求変化を踏まえ　見直しを行った。 ＜付表4. RoHS適用除外一覧の変更＞ ■除外規定削除 期限のきた蛍光灯に関する除外規定を削除した。(1件)
8	2016.7.12	＜付表1.　禁止物質＞ ■禁止物質追加 ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数が3以上のもの)を ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数が1以上のもの)とした。 ■閾値変更 ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDDまたはHBCD) およびすべての主要ジアステレオ異性体 1000ppm→100ppm ★EuのPops条約対応法令を順守するため ■表現一部修正 ニッケルおよびその化合物、PFOS、PHOA，砒素及びその化合物、ペンタクロロフェノール，PAH、 ＜付表3.　ヒロセ電機　RoHS指令対象物質規制値一覧＞ ■追記 電池に関して追加した ＜付表4. RoHS適用除外一覧＞ 期限のきたあらゆる径の非線形白色ランプに関する除外規定を削除した。(1件) ＜提出書類＞ ■MSDSplus　及び AIS を新フォーマット「chemSHERPA」CI (chemical information) またはAI (airticle information) にて代替してもよいことを追記した。 ■禁止物質保証書・禁止物質申告書を見直した。 別紙３/別紙４をまとめ別紙３　一つにした。 ■ハロゲンフリー保証書 内容を見直した。

9	2017.8.2	＜付表１の変更＞ １）下記レベル１禁止物質を追加した。 (4-クロロフェニル)シクロプロピルメタノン **用途限定禁止**（無機アンモニウム**塩**、ビスフェノール A) 2) 酸化ベリリウム レベル2からレベル1に変更 3) 特定フタル酸の閾値 台湾CNS4797に合わせ見直した。 4) 黄リンマッチ、N-ニトロソジメチルアミン 復活 （誤って9版→10版で消失していたため復活） 5) 参考法令欄注釈を見直した。 ＜用語の定義＞ 新化学物質伝達ツールchemSHERPAがリリースされたことを考慮し、JAMPの提供する化学物質伝達の仕組の説明を見直した ＜要求事項＞ 環境及び生物多様性に配慮した資材の活用→ 環境保全に努めるとともに、生物多様性に配慮したサプライチェーン管理を推進すること ＜取引先環境保全評価シート＞ 生物多様性についても評価項目とした。 禁止物質の品質管理の確認　チェック項目を見直した ＜呼び名の変更＞ (M)SDS→SDSに変更
10	2018.3.8	■付表3RoHS指令関係の禁止物質を，付表1へ移動させた。 ■玩具，電池，包装に追加で禁止される事項をまとめ，新たに付表3とした。 ■本文6 3)付表3の説明を加えた。 ■別紙3:禁止物質に関する保証書の様式を見直した
11	2018.7.20	【付表１】 ・BNST を削除した。 規制していた唯一の法令での制限が無くなったため。 ・GADSLのP，D/PのPに該当する物質を禁止物質レベル１に追加した。 禁止物質申告漏れが無い様にするため、及び 自動車業界標準との整合を取るため ・有機スズの項目が一部重複していたので改めた。 ・REACH規則の認可物質を禁止物質レベル２に指定した。
12	2019.8.6	■本文についての変更 【用語等の変更】 「実施項目一覧表兼チェックシート」を「製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート」に変更した。 上記に伴い、合格基準の対象項目も「4.4.2～4.4.10」「5.4 以降」に変更した。 ※参照している JAMP のチェックシートが見直しされ名称等が変更された為 【保管期間の変更】 11 年から 21 年に変更した。関連注記も変更に伴い変更した ※自動車業界顧客の個別要求事項を反映させたため 【更新時期】 品質管理状態のエビデンス分析データを除き、化学物質の仕様の確認のための書類について「１年毎」を削除した。 変更時（注２）の注記内容にヒロセ電機基準変更に伴う再提出依頼時を追加した。

１２続き		【削除】 一部　旧フォーマット　AIS　MSDSplus　及び　その関連事項が削除されず残っていたので　削除した。 【６項　２）調剤全成分表，chemSHERPA，構成表,SDS 注意事項　イ），ウ)】 「揮発や化学反応がある場合,極力乾燥・反応後の成分を記載すること。」を追記した 【６項　５）均質材質毎の分析データ等の注意事項】 「ISO17025 を認証取得している測定機関で」を追記した。 「ハロゲンフリー保証可能な材料は極力 塩素・臭素の分析も含めること。」を追記した。 ■付表（化学物質管理基準）についての変更 【付表１-含有禁止物質の変更】 ・フェニル水銀の追記 ※REACH の ANNEX17 の禁止物質であり RoHS の閾値と異なるため ・PFOA の禁止内容の見直し ※REACH ANNEX17 の禁止物質となったためノルウェー・カナダ法令分に当該規制を追加した 【付表３-当該製品用途に限り禁止　の変更】 ・付表タイトル　「更に」を具体的に「付表１に加え」と書き換え 内容をより明確にした。 ・玩具または子供用品において EU 玩具指令の EN71 規格の規制事項を追加した ・玩具または子供用品，梱包、電池において REACH の ANNEX17 のフタル酸の規制を追加した 【付表 4-RoHS 適用除外の変更】 ・指令上の番号、適用除外の有効期限，旧指令等を加え，指令改定経緯が追えるよう見直した。 ■別紙（提出書類書式）についての変更 【別紙１調剤全成分表 ver3.05】 「揮発や化学反応がある場合,極力乾燥・反応後の成分を記載すること。」を注釈に追記した。 【別紙 4 ハロゲンフリー保証書 ver2.1】 「（下記基準を均質材質毎に満たす。）」を追記して，適合の条件が均質材質毎であることを明確にした。 【別紙 5_取引先環境保全評価リスト ver4_2】 内容変更なし、文字切れを起こさぬよう表示スペースを改善
13	2020.10.13	ガイドライン本文 ２．適用範囲 表現を見直した。（適用範囲そのものは変更なし） ４．用語の定義 11)管理物質 誤記訂正 ■付表１ ・テトラブロモビスフェノール-A：禁止物質追加 ・三フッ化窒素：禁止物質として追加 ・PVC：フラットケーブルに使用することを禁止 ・ホルムアルデヒド：閾値見直し ■付表３ ・電池に関して閾値見直した ・梱包に関して PBDE の閾値を追加した ■付表４ ・除外有効期限が過ぎた項目ついて塗りつぶしを行なった。 ■別紙１ 誤記訂正　蘭→欄 注記　文書をわかりやすく見直した ■別紙５ （２）化学物質管理体制確認 評価対象についてチェッククシートバージョン実施項番を明確にした

14	2021.9.30	2.2 用語の定義 5)意図的添加、6)意図的添加以外の含有　の定義を見直した。 ■付表１ ・テトラブロモビスフェノール-A（TBBP-A）に「その誘導体」を追加 ・カドミウム及びカドミウム化合物の閾値を未満にした ・次のレベル１禁止物質を追加した LCPFAC PIP(3:1) ペンタクロロチオフェノール 1-ブロモプロパン 1,4-ジオキサン Ｎ-メチル-2-ピロリドン（NMP） ピグメントバイオレット 29 ・次のレベル２禁止物質を追加した ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩(PFHxS)及び関連物質 デクロランプラス PFCA 類（C9-C14）、それらの塩類および関連物質構造要素 ■付表４ ・除外有効期限が過ぎた項目ついて塗りつぶしを行った。 ・延長可否協議中/延長なしを追記
15	2022.9.26	ガイドライン本文 ６項　7）提出資料の保管期間：21 年から 25 年へ変更（表２） 品質記録保管標準（HQS-I 001）では生産中止後 25 年と規定しており統一した。 ■付表１ 次の物質の規制内容を見直した。（顧客要求を反映） ・PVC　電線の被覆部へのマーキングに使用する部材(ｲﾝｸなど)への含有は禁止にしないとした。 次の物質をレベル２からレベル１禁止物質にした。(法令で使用禁止の為) ・PFCA（C9-C14）、それらの塩類および関連物質 ・ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩（PFHxS）及び関連物質 ・1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン（“デクロランプラス”TM） 次の物質をレベル１禁止物質に追加した。（法令で使用禁止となる為） ・UV-328 ・1H-1,2,4-トリアゾール-5-イルアミン ・イプロジオン ・ノニルフェノールおよびノニルフェノールエトキシレート類 ・MOAH（鉱物油）2023年1月1日から規制開始される内容について 次の物質をレベル２禁止物質に追加した。（法令、顧客要求を反映） ・MOAH（鉱物油）2025年1月1日から規制開始される内容について ・MOSH（鉱物油） ・デカブロモジフェニルエタン（DBDPE） 次の物質の英名を修正した。 ・DEHP(DOP), BBP, DBP, DIBP 次の物質の別名を追加した。 ・ビスフェノール A ・2-4-6-ﾄﾘｰﾀ ｼｬﾘｰﾌﾞﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ ■付表４ ・除外有効期限が過ぎた、鉛の 1 項目について塗りつぶしを行った。 ・除外有効期限が延長された、水銀の 27 項目について有効期限を入力した。

16	2024.1.22	■本文の改定 １項　目的 環境基本方針：**内容変更** 英知をつなぐエレクトロニクスの会社から、英知をつなげる小さな会社へ変更。 （企業理念の変更に伴う対応） ５項 仕入先様への要求事項 １）環境マネジメントシステムの構築：**内容変更** ②環境保全に関する取り組み実施のなかの５番目の従業員に対しての要求事項： 項目内容に「化学物質管理」を、取組事項に「教育実施とその有効性の確認及び記録」を追記。 （化学物質管理の言葉が未記載であったこと、取組事項は啓蒙活動としており、 抽象的な表現に近いため、具体化・明確化した） ６項　購入品の化学物質情報提出のお願い ５）取引先環境保全評価リスト（別紙５）に関する注意事項：**項目追加** 是正計画書が必要になる場合について追記した。 ■別紙５ 取引先環境保全評価リストの改定 ２項　化学物質管理体制の確認項目に以下を追加 ＩＳＯ９００１の外部認証の取得状況の確認 （本書式は環境保全と生物多様性保全の確認だけではなく、 禁止物質の品質管理状態や混入リスクの確認も行うものなので） ３項　禁止物質の品質管理状態の確認 ・併行生産の確認項目を追加 （顧客監査指摘事項への対応） ・是正計画書の提出において以下内容を追記 仕組み・運用記録の各9項目(計18項目)のなかで 0点項目がある場合は、是正計画書(書式は任意)を提出すること。 (3項の確認項目は品質管理項目として全て重要であるため、0点項目がある場合には 合格判定に関係なく是正処置を必要とした）
17	2024.9.30	■本文の改定 なし ■付表１ 禁止物質一覧の改定 次の物質をレベル１禁止物質に追加した。（法令で使用禁止となる為） ・ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）C9-21　とその塩および関連物質 次の物質をレベル２からレベル１禁止物質にした。(法令で使用禁止となる為) ・MOAH（鉱物油）3～7個の芳香環を含むMOAH ・MOSH（鉱物油）16～35個の炭素原子を含むMOSH 次の物質の規制内容を見直した。（法令の内容を反映） ・特定臭素（PBDEs） ・PFHxSとその塩および関連物質 ・MOAH（鉱物油） ・MOSH（鉱物油） 次の物質の別名を追加した。 ・MCCPs（C14-C17）中鎖型塩化パラフィン

18	2025.9.19	**■本文の改定** **ヒロセ電機の調査書類** **名称**　18版の別紙1，4の書類の名称を変更し，19版では別紙1，2を入替え 18版　　19版 別紙1:調剤全成分表　→　別紙2:化学物質成分表 別紙2:構成表　→　別紙1:構成表 別紙4:ハロゲンフリーに関する保証書　→　ハロゲンに関する回答書 **４．用語の定義** 12)製造工程禁止物質 9)禁止物質へ統合するため削除 13)CAS登録番号 正式名称であるCAS登録番号へ名称を変更 本用語の説明についてわかりやすい表現へ変更 **６(4)　ハロゲンに関する回答書に関する注意事項** ハロゲンに関する回答書の様式を改版したため，その内容を反映 **■付表1　禁止物質** ・次の物質を禁止物質レベル2として追加（法令の動向を反映） PFAS PFHxAとその塩及び関連物質 ・次の物質の規制条件を変更（法令での決定内容を反映） PFOSとその塩及び関連物質 PFOAとその塩及び関連物質 PFCA（C9-21）とその塩及び関連物質 PFOSF HBCDD デクロランプラス UV-328 ・次の物質の別名称を追記（検索性向上） トリス（1-アジリジニル）ホスフィンオキシド DBB（ジ-u-オキソージ-n-ブチルスズヒドロキシボラン） ジクロロメタン ペンタクロロチオフェノール ・次の物質の物質名を訂正 1,2-ジクロロプロパン：プロペン→プロパンへ訂正　（78-87-5を追記） 1,2,4-トリクロロベンゼン：物質名の先頭に 1,2,4-を付記 ・次の物質の略記号を追記（検索性向上） 2-(2H-1,2,3-ﾍﾞﾝｿﾞﾄﾘｱｿﾞｰﾙ-2-ｲﾙ-4.6-ｼﾞ-tert-ﾌﾞﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ)：UV-320 リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)：TBPP ビス(クロロメチル)エーテル：BCME ・次の物質の略記号を訂正 フマル酸ジメチル：DMF→DMFu ・次の物質のCAS登録番号を追記（検索性向上） TBTO：56-35-9 PFOSF：307-35-7 アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン：319-84-6 ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン：319-85-7 ガンマ-ヘキサクロロシクロヘキサン：58-89-9 クロルデコン：143-50-0 ヘキサブロモビフェニル：36355-01-8 モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン：81161-70-8 **■付表2　製造工程禁止物質** 付表1の禁止物質と同じであるため，その内容の文章を記載し，リストを削除 **■付表4　RoHS指令適用除外** 当社が使用している適用除外のみ記載することとした **■別紙1～4　様式を改定** サプライヤや社内からの要望を反映し，使い易さや見易さを改善

付表1　禁止物質

禁止物質					参考にした法令等 （本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません）
区分	物質名称	英名	規制値（注5）	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	カドミウム及びカドミウム化合物	Cadmium/cadmium compounds	意図的添加(注7)禁止 はんだ 20ppm未満 金属類 75ppm未満 その他 5ppm未満 適用除外あり（付表4参照）	JIG-101　ANNEX B GADSL	RoHS指令（2011/65/EU）ELV指令（2000/53/EC）等,JIG-101　クライテリアR,GADSL禁止物質、顧客要求
禁止物質 レベル1	六価クロム化合物	Chromium VI compounds	意図的添加(注7)禁止 皮膚と接触する革成形品(注6) 3ppm その他　　1000ppm 適用除外あり（付表4参照）	JIG-101　ANNEX B GADSL	RoHS指令（2011/65/EU）ELV指令（2000/53/EC）等,JIG-101　クライテリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	以下のフェニル水銀 ・酢酸フェニル水銀（62-38-4） ・プロピオン酸フェニル水銀（103-27-5） ・2-エチルヘキシルフェニル水銀（13302-00-6） ・カプリル酸フェニル水銀（13864-38-5） ・ネオデカン酸フェニル水銀（26545-49-3）	following Phenylmercury: ・Phenylmercuric acetate（62-38-4） ・Mercury, phenyl(propanoato-O)-（103-27-5） ・Mercury, (2-ethylhexanoato-O)phenyl-(13302-00-6) ・ Mercury,(octanoate)phenyl-(6CI,8CI)（13864-38-5） ・Mercury, (neodecanoato-O)phenyl-(26545-49-3)	意図的添加(注7)禁止 100ppm未満（水銀濃度）		REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	水銀及び水銀化合物 ただし上記フェニル水銀除く	Mercury/mercury compounds	意図的添加(注7)禁止 1000ppm 適用除外あり（付表4参照）	JIG-101　ANNEX B GADSL	RoHS指令（2011/65/EU）ELV指令（2000/53/EC）等,JIG-101　クライテリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	鉛及び鉛化合物	Lead/lead compounds	意図的添加(注7)禁止 プラスチック類 100ppm はんだ　　500ppm 金属類　　1000ppm ケーブル類 100ppm その他　　1000ppm 適用除外あり（付表4参照）	JIG-101　ANNEX B GADSL	RoHS指令（2011/65/EU）ELV指令（2000/53/EC）等,JIG-101　クライテリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	特定臭素(PBBs)	Polybrominated Biphenyls (PBBs)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	JIG-101　ANNEX B GADSL	RoHS指令（2011/65/EU),REACH　Annex XVII,JIG-101　クライテリアR，GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	特定臭素(PBDEs)	Polybrominated Diphenylethers (PBDEs)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	101-55-3 2050-47-7 49690-94-0 40088-47-9 32534-81-9 36483-60-0 68928-80-3 32536-52-0 63936-56-1	RoHS指令（2011/65/EU),JIG-101　クライテリアR ,GADSL禁止物質 ,TSCA
			意図的添加(注7)禁止　且つ 検出されないこと	1163-19-5	
禁止物質 レベル1	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP(DOP))	Di(2-ethylhexyl)phthalate(DEHP); Bis(2-ethylhexyl)phthalate (DOP)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	117-81-7	RoHS指令（2011/65/EU),JIG-101　クライテリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	Benzyl butyl phthalate （BBP）	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	85-68-7	RoHS指令（2011/65/EU),JIG-101　クライテリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	フタル酸ジブチル(DBP)	Dibutyl phthalate （DBP）	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	84-74-2	RoHS指令（2011/65/EU),JIG-101　クライテリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	Diisobutyl phthalate （DIBP）	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	84-69-5	RoHS指令（2011/65/EU),JIG-101　クライテリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	テトラブロモビスフェノール-A（TBBP-A）とその誘導体	Tetrabromobisphenol A (TBBP-A)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	79-94-7	バングラディシュ（閾値1500ppm） RoHS指令（2011/65/EU)pack15
禁止物質 レベル1	MCCPs（C14-17） 中鎖型塩化パラフィン	MCCPs(C14-17) Medium Chain Chlorinated Paraffins	意図的添加(注7)禁止 1000ppm以下	GADSL	POPs条約（ストックホルム条約） ノルウェーPoHS （Prohibition on certain Hazardous Substances in Consumer Products）
禁止物質 レベル1	SCCPs（C10-13） 短鎖型塩化パラフィン	SCCPs(C10-13) Short Chain Chlorinated Paraffins	意図的添加(注7)禁止 1000ppm以下	JIG-101　ANNEX B GADSL	EU POPs規則、(ドイツダイオキシン法令) ドイツ化学品禁止法令, JIG-101　クライテリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	石綿(アスベスト類)	Asbestos	意図的添加(注7)禁止 1000ppm未満	JIG-101　ANNEX B (注2) GADSL（注3）	安衛法　英国アスベスト(禁止)規則 ドイツ化学品禁止法令,JIG-101　クライテリアR, GADSL禁止物質 TSCA　First10

付表1 禁止物質

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	一部の芳香族ｱﾐﾝを生成するｱｿﾞ染料,顔料(JIG-101 表B参照)	Azocolourants and azodyes which form certain aromatic amines (see JIG-101 tableB)	意図的添加(注7)禁止 1000ppmを超えて含有禁止 30ppmを超える濃度で芳香族アミンを放出する可能性のある特定アゾ染料を直接皮膚に触れる繊維及び革製品に使用することを禁止 (注4)	-	REACH Annex XVII、ドイツ日用品規制,JIG-101 クライテリアR, GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	特定ｱﾐﾝ(具体的物質についてはJIG-101 表B参照のこと)	the aromatic amines JIG-101 ANNEX B	意図的添加(注7)禁止	JIG-101 ANNEX B	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	塩化コバルト	Cobalt dichloride	包装材のシリカゲルに含有禁止 また0.1%以上の含有禁止	7646-79-9	REACH Annex XVII、JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	ジブチルスズ化合物(DBT)	Dibutyltin Compounds (DBT)	意図的添加(注7)禁止 スズ濃度で重量0.1%相当より大きい場合、使用禁止	JIG-101 ANNEX B	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	Dioctyltin Compounds (DOT)	スズ濃度で重量0.1%相当より大きい場合、使用禁止	JIG-101 ANNEX B	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	三置換有機スズ化合物 トリブチルスズ類(TBT類)、 トリフェニルスズ類(TPT類)	Triorganotin compounds all members Certain Tributyl Tin (TBT) and Triphenyl Tin(TPT) compounds	その成形品又はそのパーツの濃度が、スズの重量0.1%相当より大きい場合禁止	JIG-101 ANNEX B GADSL	JIG-101 クライテリアR REACH Annex XVII EU-R 1272/2008 /EEC 化審法 GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	有機スズ化合物 (上記DBT,DOT,TBT,TPT除く)	Organostannic compounds	意図的添加(注7)禁止	-	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	フマル酸ジメチル(DMFu) ジメチルフマレート	dimethyl fumarate	0.1mg/kg 未満	624-49-7	2009/251/EC JIG-101 クライテリアR REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	パーフルオロカーボン(PFC)	Perfluorocarbons(PFCs)	意図的添加(注7)禁止	JIG-101 ANNEX B	フッ素化温室効果ガスの規制 (842/2006/EC), オーストリア条例 JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	6フッ化硫黄(SF6)	Sulphur hexafluoride	意図的添加(注7)禁止	JIG-101 ANNEX B 2551-62-4	フッ素化温室効果ガスの規制 (842/2006/EC), オーストリア条例 JIG-101 クライテリアR GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	Hydrofluorocarbons(HFC's)	意図的添加(注7)禁止	JIG-101 ANNEX B	フッ素化温室効果ガスの規制 (842/2006/EC), オーストリア条例 JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	三フッ化窒素	Nitrogen trifluoride	意図的添加(注7)禁止	7783-54-2	フッ素化温室効果ガスの規制
禁止物質 レベル1	ニッケルおよびその化合物	Nickel and its compounds	直接かつ長時間皮膚と接触することが意図される場合(注6)に限り、 意図的禁止 放出されるニッケルの割合が0.28μg/cm2/week 以上であれば使用禁止	7440-02-0	★直接かつ長時間皮膚と接触することが意図される場合のみ禁止物質として扱う REACH Annex XVII、JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	オゾン層破壊物質(ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書対象物質:付属書AｸﾞﾙｰﾌﾟⅠ,Ⅱ,付属書BｸﾞﾙｰﾌﾟⅠ,Ⅱ,Ⅲ、付属書CｸﾞﾙｰﾌﾟⅠ,Ⅱ,Ⅲ, 付属書Eグループ Ⅰ)	Ozone Depleting Substances (Montreal Protocol,Group Ⅰ,Ⅱin Annex A, Group Ⅰ,Ⅱ,Ⅲin Annex B,Group Ⅰ,Ⅱ,Ⅲin Annex C, Group Ⅰin Annex E)	量にかかわらず含有禁止 残留有無にかかわらず製造工程で、使用した物品も禁止	JIG-101 ANNEX B GADSL	ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書,JIG-101 クライテリアR,GADSL禁止物質 付属書Cグループ Ⅰは、自主規制にて禁止物質,自主規制
禁止物質 レベル1	過塩素酸塩	Perchlorates	製品の0.0000006重量%(0.006ppm)	JIG-101 ANNEX B	米国カリフォルニア州 DTSC 規則設,JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	PFOSとその塩及び関連物質	Perfluorooctane sulfonic acid(PFOS) and its salts and related substances	意図的添加(注7)禁止 PFOSとその塩の合計 0.025ppm PFOS関連物質の合計 1ppm	JIG-101 ANNEX B GADSL	化審法、EU POPs規則 カナダ「PFOSおよびその塩を含有する製品の製造・使用・販売・輸入を禁止する規則」 JIG-101 クライテリアR GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	PFOAとその塩及び関連物質	Perfluorooctanoic acid (PFOA) and its salts and related substances	意図的添加(注7)禁止 PFOAとその塩の合計0.025ppm PFOA関連物質の合計 1ppm	GADSL 335-67-1, 3825-26-1, 335-95-5, 2395-00-8, 335-93-3, 335-66-0, 376-27-2, 3108-24-5 etc	EU POPs規則 ノルウェー PoHS(Prohibition on certain Hazardous Substances in Consumer Products) カナダ Regulations Amending the Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012
禁止物質 レベル1	UV-320 2-(2H-1,2,3-ﾍﾞﾝｿﾞﾄﾘｱｿﾞｰﾙ-2-ｲﾙ-4.6-ｼﾞ-tert-ﾌﾞﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ)	UV-320 2-(2H-1,2,3-Benzotriazole-2-il-4.6-di-tert-butylphenol)	意図的添加(注7)禁止	3846-71-7	化審法第1種 JIG-101 クライテリアR GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ポリ塩化ビフェニル(PCB)および特定代替品	Polychlorinated Biphenyls (PCBs) and specific substitutes	意図的添加(注7)禁止 PCB、PCTを合計50mg/kg以下	JIG-101 ANNEX B GADSL	化審法第1種、ドイツ化学品禁止法令、PCB及びPCTの廃棄に関する指令(96/59/EC),JIG-101 クライテリアR、GADSL禁止物質

付表1　禁止物質

禁止物質					参考にした法令等 （本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません）
区分	物質名称	英名	規制値（注5）	CAS No 参照例示物質リスト（注1）	
禁止物質 レベル1	ポリ塩化ターフェニル(PCT)	Polychlorinated terphenyls	意図的添加(注7)禁止 PCB、PCTを合計50mg/kg以下	JIG-101　ANNEX B GADSL	REACH　Annex XVII PCB及びPCTの廃棄に関する指令(96/59/EC) 危険物質の輸出入に関する指令(304/2003)、ドイツ化学品禁止法令＜PCB、PCTを合計50mg/kgを超えて含有するさせてはならない＞ GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ポリ塩化ナフタレン(PCN)（塩素数が1以上のもの）	Polychlorinated naphthalenes, all members	意図的添加(注7)禁止 50ppm以下	JIG-101　ANNEX B	化審法第1種,JIG-101　クライテリアR バーゼル条約の閾値等から規制値50ppm設定 GADSL禁止物質（Canadian Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations）
禁止物質 レベル1	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC化合物	PVC and PVC blends	意図的添加(注7)禁止 以下への含有は禁止としない ・フレキシブルフラットケーブル以外の被覆電線の被覆 ・電線の被覆部へのマーキングに使用する部材（ｲﾝｸなど）	9002-86-2 etc.	・自主規制 ・顧客要求事項JIG-101　クライテリアI
禁止物質 レベル1	放射性物質（放射性同位元素）	Radioactive substances	意図的添加(注7)禁止	JIG-101　ANNEX B	玩具の安全性についての加盟国の近似化に関する理事会指令　88/378 原子炉等規制法,JIG-101　クライテリアR
禁止物質 レベル1	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	Tributyl Tin Oxide (TBTO)	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.1%以上の濃度で使用されてはならない	JIG-101　ANNEX B 56-35-9	化審法第1種,REACH規則、JIG-101　クライテリアR
禁止物質 レベル1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene	意図的添加(注7)禁止、20ppb以上で禁止（カナダ）	118-74-1	化審法第1種,GADSL禁止物質, Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	（別名アルドリン） 1，2，3，4，10，10－ヘキサクロロ－1，4，4a，5，8，8a－ヘキサヒドロ－エキソ－1，4－エンド－5，8－ジメタノナフタレン	1,2,3,4,10,10-Hexachloro-1,4,4a,5,8,8a-hexahydro-exo-1,4-end-5,8-dimethanonaphthalene (Alias:Aldrin)	意図的添加(注7)禁止	309-00-2	化審法第1種
禁止物質 レベル1	（別名ディルドリン） 1，2，3，4，10，10－ヘキサクロロ－6，7－エポキシ－1，4，4a，5，6，7，8，8a－オクタヒドロ－エキソ－1，4－エンド－5，8－ジメタノナフタレン	1,2,3,4,10,10-Hexachloro-6,7-epoxy-1,4,4a,5,6,7,8,8a-octahydro-exo-1,4-end-5,8-dimethanonaphthalene (Alias:Dieldrin)	意図的添加(注7)禁止	60-57-1	化審法第1種
禁止物質 レベル1	（別名エンドリン） 1，2，3，4，10，10－ヘキサクロロ－6，7－エポキシ－1，4，4a，5，6，7，8，8a－オクタヒドロ－エンド－1，4－エンド－5，8－ジメタノナフタレン	1,2,3,4,10,10-Hexachloro-6,7-epoxy-1,4,4a,5,6,7,8,8a-octahydro-end-1,4-end-5,8-dimethyanonaphthalene (Alias:Endrin)	意図的添加(注7)禁止	72-20-8	化審法第1種
禁止物質 レベル1	（別名DDT） 1，1，1－トリクロロ－2，2－ビス（4－クロロフェニル）エタン	1,1,1-Trichloro-2,2-bis(4-chlorophenyl)ethane (Alias:DDT)	意図的添加(注7)禁止	50-29-3 etc.	化審法第1種ドイツ化学品禁止法令
禁止物質 レベル1	（別名クロルデン又はヘプタクロル） クロルデン類 1，2，4，5，6，7，8，8－オクタクロロ－2，3，3a，4，7，7a－ヘキサヒドロ－4，7－メタノ－1H－インデン、1，4，5，6，7，8，8－ヘプタクロロ－3a，4，7，7a－テトラヒドロ－4，7－メタノ－1H－インデン及びこれらの類縁化合物の混合物	Chlordane and so on (Alias:Chlordane　or Heptachlor)	意図的添加(注7)禁止	57-74-9 etc.	化審法第1種
禁止物質 レベル1	N,N'-ｼﾞﾄﾘﾙ-ﾊﾟﾗ-ﾌｪﾆﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ、N-ﾄﾘﾙ-N'-ｷｼﾘﾙ-ﾊﾟﾗ-ﾌｪﾆﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ又はN,N'-ｼﾞｷｼﾘﾙ-ﾊﾟﾗ-ﾌｪﾆﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ	N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine/N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine/N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine	意図的添加(注7)禁止	27417-40-9 70290-05-0 28726-30-9	化審法第1種
禁止物質 レベル1	2-4-6-ﾄﾘﾀｰ ｼｬﾘｰﾌﾞﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ 2,4,6-ﾄﾘｰtert-ﾌﾞﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ （2,4,6-TTBP）	2,4,6-Tri-tert-butylphenol	意図的添加(注7)禁止	732-26-3	化審法第1種 TSCA　PBT規制
禁止物質 レベル1	（別名トキサフェン） ポリクロロ－2，2－ジメチル－3－メチリデンビシクロ［2．2．1］ヘプタン	Polychloro-2,2-dimethyl-3-methylidenebicyclo[2.2.1]heptane (Alias:Toxaphene)	意図的添加(注7)禁止	8001-35-2	化審法第1種

付表1　禁止物質

禁止物質					参考にした法令等 （本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません）
区分	物質名称	英名	規制値（注5）	CAS No 参照例示物質リスト（注1）	
禁止物質 レベル1	（別名マイレックス） ドデカクロロ（ペンタシクロ[5.3.0.02,6,03,9,04,8]デカン）	Dodecachloropentacyclo[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]decane (Alias:Mirex)	意図的添加（注7）禁止	2385-85-5	化審法第1種　GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	（別名ケルセン又はジコホル） 2，2，2ートリクロロー1，1ービス（4ークロロフェニル）エタノール	2,2,2-trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl)ethanol (Alias:kelthane or dicofol)	意図的添加（注7）禁止	115-32-2	化審法第1種
禁止物質 レベル1	ヘキサクロロブターl，3ージエン	Hexachloro-1,3-butadiene (HCBD)	意図的添加（注7）禁止	87-68-3	化審法第1種　TSCA　GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	（別名PFOSF） ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）＝フルオリド	Perfluoro(octane-1-sulfonyl)=fluoride (Alias:PFOST)	意図的添加（注7）禁止 1ppm	307-35-7	化審法第1種 EU POPs規則
禁止物質 レベル1	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene	意図的添加（注7）禁止	608-93-5	化審法第1種 GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	（別名アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン） r-1・c-2・t-3・c-4・t-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	r-1・c-2・t-3・c-4・t-5・t-6-Hexachlorocyclohexan (Alias: α-Hexachlorocyclohexan)	意図的添加（注7）禁止	319-84-6	化審法第1種
禁止物質 レベル1	（別名ベーターヘキサクロロシクロヘキサン） r-1・t-2・c-3・t-4・c-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	r-1・t-2・c-3・t-4・c-5・t-6-Hexachlorocyclohexan (Alias: β-Hexachlorocyclohexan)	意図的添加（注7）禁止	319-85-7	化審法第1種
禁止物質 レベル1	（別名ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン またはリンデン） r-1・c-2・t-3・c-4・c-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	r-1・c-2・t-3・c-4・c-5・t-6-Hexachlorocyclohexan (Alias: γ-Hexachlorocyclohexan or Lindane)	意図的添加（注7）禁止	58-89-9	化審法第1種
禁止物質 レベル1	（別名クロルデコン） デカクロロペンタシクロ[5.3.0.02,6.03,9.04,8]デカン-5-オン	Decachloropentacyclo[5.3.0.02,6.03,9.04,8]decane-5-one(Alias:Chlordecone)	意図的添加（注7）禁止	143-50-0	化審法第1種
禁止物質 レベル1	ヘキサブロモビフェニル	Hexabromobiphenyl	意図的添加（注7）禁止	36355-01-8	化審法第1種
禁止物質 レベル1	（別名テトラブロモジフェニルエーテル） テトラブロモ（フェノキシベンゼン）	Tetrabromo(phenoxybenzen) (Alias:tetrabromo diphenyl ether)	意図的添加（注7）禁止	―	化審法第1種
禁止物質 レベル1	ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）	Pentabromo(phenoxybenzen) (Alias:pentabromo diphenyl ether)	意図的添加（注7）禁止	―	化審法第1種
禁止物質 レベル1	（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル） ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）	Hexabromo(phenoxybenzen) (Alias:hexabromo diphenyl ether)	意図的添加（注7）禁止	―	化審法第1種
禁止物質 レベル1	（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル） ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）	Heptabromo(phenoxybenzen) (Alias:heptabromo diphenyl ether)	意図的添加（注7）禁止	―	化審法第1種
禁止物質 レベル1	エンドスルファン	Endosulfan	意図的添加（注7）禁止	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	化審法第1種
禁止物質 レベル1	リン酸トリス（2,3-ジブロモプロピル） （TBPP）	Tris(2,3-dibromopropyl)phosphate [TRIS] (TBPP)	意図的添加（注7）禁止	126-72-7	REACH　Annex XVIIによる EU-D 79/663/EEC GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ベンゼン	Benzene	1000ppm	71-43-2	安衛法、REACH　Annex XVII、モントリオール議定書 GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ﾄﾘｽ(1-ｱｼﾞﾘｼﾞﾆﾙ)ﾎｽﾌｨﾝｵｷｼﾄﾞ トリス（アジリジン-1-イル）ホスファン＝オキシド	Tris-(1-aziridinyl) phosphine oxide Tris(aziridin-1-yl)phosphane oxide	意図的添加（注7）禁止	545-55-1	REACH　Annex XVII EU-D 83/264/EECによる GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	セッケンボクの粉末（キラハ・サポナリア）およびサポニンを含むその誘導体類	Soap bark powder (Quillajasaponaria) and its derivatives containing saponines	意図的添加（注7）禁止	68990-67-0　etc	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	ヘレボルス・ビリティスおよびヘレボルス・ニガーの根の粉末、およびベラトラム・アルバおよびベラトラム・ニグルムの根の粉末	Powder of the roots of Helleborus viridis and Helleborus niger	意図的添加（注7）禁止	―	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	0-ニトロベンズアルデヒド	0-Nitrobenzaldehyde	意図的添加（注7）禁止	552-89-6	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	硫化アンモニウムおよび硫化水素アンモニウム	Ammonium sulfide, Ammonium hydrosulfide	意図的添加（注7）禁止	12135-76-1 12124-99-1	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	多硫化アンモニウム	Ammonium Polysulfide	意図的添加（注7）禁止	12259-92-6および 9080-17-5	REACH　Annex XVII

付表1 禁止物質

禁止物質					参考にした法令等（本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません）
区分	物質名称	英名	規制値（注5）	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	揮発性のブロモ酢酸エステル類	Volatile esters of bromoacetic acids	意図的添加(注7)禁止	－	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ブロモ酢酸メチル	Methyl bromoacetate	意図的添加(注7)禁止	96-32-2	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ブロモ酢酸エチル	Ethyl bromoacetate	意図的添加(注7)禁止	105-36-2	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ブロモ酢酸プロピル	Propyl bromoacetate	意図的添加(注7)禁止	－	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ブロモ酢酸ブチル	Butyl bromoacetate	意図的添加(注7)禁止	－	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	2-ナフチルアミン/ベータナフチルアミン及びその塩	2-naphthylamine; Beta-naphthylamine and its salts	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても 0.01%以下であること。	GADSL 91-59-8 etc.	安衛法、REACH Annex XVII 0.01%以下であること。（REACH Annex XVII） GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても 0.01%以下であること。	GADSL 92-87-5 etc.	安衛法, GADSL禁止物質 1272/2008 /EECcarcinogen class 2 Canadain Toxic Substances
禁止物質 レベル1	4-ニトロジフェニル及びその塩	4-nitrobiphenyl and its salts	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても 0.01%以下であること。	GADSL 92-93-3 etc.	安衛法 REACH Annex XVII , GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	4-アミノジフェニル及びその塩	4-Aminodiphenyl and its salts	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても 0.01%以下であること。	JIG-101 GADSL 92-67-1 2113-61-3	安衛法、REACH Annex XVII,JIG-101 ，GADSL禁止物質、A特定アミン 0.01%以下であること。（REACH Annex XVII）
禁止物質 レベル1	砒素及びその化合物（半導体に使われるガリウムヒ素,プリント基板の銅箔接着部を除く）	Arsenic and its compounds other than Diarsenic Pentoxide or Diarsenic Trioxide	意図的添加(注7)禁止 下記以外 50ppm以下 金属 1000ppm以下 木製品 2ppm以下	GADSL 7440-38-2 etc.	玩具の安全性についての加盟国の近似化に関する理事会指令 88/378、REACH Annex XVII、JIG-101 クライテリアR、
禁止物質 レベル1	DBB(ｼﾞ-u-ｵｷｿｰｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙｽｽﾞﾋﾄﾞﾛｷｼﾎﾞﾗﾝ) ジブチルスズホウ酸塩	Di-μ-oxo-di-n-butylstanniohydroxyborane Dibutyltin hydrogen borate	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても 0.01%以下であること。	75113-37-0	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類（PCPs）	Pentachlorophenol and its salts、esters（PCPs）	上市される物質及び調剤の成分中に、0.1%以上の濃度での使用は禁止 合計0.1wt%を超えて含有する調剤、物質を含む調剤で処理した製品で、処理された部分の物質含有量が5ppmを超えるもの禁止	GADSL 87-86-5 etc.	REACH Annex XVII ドイツ化学品禁止法令,GADSL禁止物質,化審法第1種
禁止物質 レベル1	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン	Monomethyltetrachlorodiphenylmethane	意図的添加(注7)禁止	76253-60-6	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン	Monomethyl Dichlorodiphenyl Methane	意図的添加(注7)禁止	81161-70-8	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	DBBT(モノメチルジブロモジフェニルメタン)	Monomethyldibromodiphenylmethane	意図的添加(注7)禁止	99688-47-8	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(a)クレオソート	Creosote	意図的添加(注7)禁止	8001-58-9	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(b)クレオソート油	Creosote oil	意図的添加(注7)禁止	61789-28-4	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(c)留出物（コールタール）、ナフタリン油	Distillates (coal tar), naphthalene	意図的添加(注7)禁止	84650-04-4	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(d)クレオソート油、アセナフテン留分	Creosote oil, acenaphthene fraction	意図的添加(注7)禁止	90640-84-9	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(e)留出物（コールタール）、高温留分	Distillates coal tar, upper	意図的添加(注7)禁止	65996-91-0	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(f)アントラセン油	Anthracene oil	意図的添加(注7)禁止	90640-80-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(g)タール酸、石炭系、粗	Tar acids (coal), crude	意図的添加(注7)禁止	65996-85-2	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(h)クレオソート、木質	Creosote, wood	意図的添加(注7)禁止	8021-39-4	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(i)タール油、アルカリ性、低温	Extract residues (coal), low temp. coal tar alk	意図的添加(注7)禁止	122384-78-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	クロロホルム	Chloroform	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても 0.01%以下であること。	67-66-3	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	1,1,2-トリクロロエタン(1,1,2-Trichloroethane)	1,1,2-trichloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	79-00-5	REACH Annex XVII 水質汚濁法
禁止物質 レベル1	1,1,2,2,-テトラクロロエタン(1,1,2,2-Tetrachloroethane)	1,1,2,2-Tetrachloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	79-34-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	1,1,1,2-テトラクロロエタン(1,1,1,2-Tetrachloroethane)	1,1,1,2-Tetrachloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	630-20-6	REACH Annex XVII

付表1　禁止物質

禁止物質					参考にした法令等（本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません）
区分	物質名称	英名	規制値（注5）	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	ペンタクロロエタン	Pentachloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	76-01-7	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	1,1-ジクロロエチレン	1,1-Dichloroethylene	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	75-35-4	REACH　Annex XVII 水質汚濁法
禁止物質 レベル1	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	71-55-6	REACH　Annex XVII 水質汚濁法 GADSL禁止物質Montreal Protocol; EU-R 2009/1005; US EPA ODS
禁止物質 レベル1	ヘキサクロロエタン	Hexachloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	67-72-1	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	ジフェニルエーテルペンタブロモ誘導体C12H5Br5O	Diphenyl Ether Pentabromo derivative C12H5Br5O	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.1%以上の濃度で使用されてはならない	—	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	ジフェニルエーテルオクタブロモ誘導体C12H2Br8O	Diphenyl Ether Octabromo derivative　C12H2Br8O	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.1%以上の濃度で使用されてはならない	—	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	(1)ノニルフェノール C6H4(OH)C9H19	nonylphenol　C6H4(OH)C9H19	重量0.1%以上の濃度の調剤の物質或いは物質要素として上市･使用禁止	—	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	(2)ノニルフェノールエトキシラート　(C2H4O)nC15H24O	Nonylphenol ethoxylate (C2H4O)nC15H24O	重量0.1%以上の濃度の調剤の物質或いは物質要素として上市･使用禁止	—	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	1,2,4-トリクロロベンゼン	1,2,4-Trichlorobenzene	重量0.1%以上の濃度の調剤の物質或いは物質要素として上市･使用禁止	120-82-1	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	多環芳香族炭化水素 (PAH) 1. ベンゾ(a)ピレン(BaP) 2. ベンゾ(e)ピレン(BeP) 3. ベンゾ(a)アントラセン(BaA) 4. クリセン(CHR) 5. ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA) 6. ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA) 7. ベンゾ(k)フルオランテン (BkFA) 8.ジベンゾ(a, h)アントラセン (DBAhA) 9.ベンゾ[ghi]ペリレン 10.インデノ[1,2,3-cd]ピレン 11.アセナフチレン 12.アセナフテン 13.フルオレン 14.アントラセン 15.フェナントレン 16.フルオランテン 17.ピレン 18.ナフタレン	Polycyclic-aromatic hydrocarbons (PAH) 1.Benzo(a)pyrene (BaP) 2.Benzo(e)pyrene (BeP) 3.Benzo(a)anthracene (BaA) 4.Chrysen (CHR) 5.Benzo(b)fluoranthene (BbFA) 6.Benzo(j)fluoranthene (BjFA) 7.Benzo(k)fluoranthene (BkFA) 8.Dibenzo(a, h)anthracene (DBAhA) 9.Benzo[ghi]perylene 10.Indeno[1,2,3-cd]pyrene 11.Acenaphthylene 12.Acenaphthene 13.Fluorene 14.Anthracene 15.Phenanthrene 16.Fluoranthene 17.Pyrene 18.Naphthalene	1～10 各　：〈0.2ppm 11～17合計：〈5ppm 18　　：〈2ppm 1～18合計　：〈5ppm	'50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3 191-24-2 193-39-5 208-96-8 83-32-9 86-73-7 120-12-7 85-01-8 206-44-0 129-00-0 91-20-3	1-8 REACH　Annex XVII 下記のものを含んだエキステンダー油，タイヤまたはタイヤ部品の製造の禁止 以下の皮膚接触や口に入れるものについて上市不可 ・1mg/Kg以上：Bap　　または ・10mg/Kg以上：多環式芳香族炭化水素類(PAHs)の合計 1-18 GS MARK(German) 【用途カテゴリ】 A.**口中で使用　または、玩具（30秒以上皮膚に触れる）** B.Aに当てはまらず、30秒以上、または繰り返し皮膚に触れる C.A,Bに当てはまらず、30秒未満皮膚に触れる 【製品カテゴリ】 ①玩具 ②その他 【制限】単位ppm A①、A②：1～10各々〈0.2　1～10合計〈1　18〈1　1～18合計〈1 B①　　：1～10各々〈0.2　1～10合計〈5　18〈2　1～18合計〈5 B②：1～10各々〈0.5　1～10合計〈10 18〈2　1～18合計〈10 C①　　：1～10各々〈0.5　1～10合計〈20 18〈10 1～18合計〈20 C②：1～10各々〈1　1～10合計〈50 18〈10 1～18合計〈50
禁止物質 レベル1	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール (DEGME)	(2-(2-Methoxyethoxy)Ethanol (DEGME)	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.1 wt%以上超えてはならない。	111-77-3	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE)	2-(2-Butoxyethoxy)ethanol (DEGBE)	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても3 wt%以上含有されてはならない。	112-34-5	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	メチレンジフェニル ジイソシアネート (MDI)	Methylene bisphenylisocyanate (MDI)	0.1 wt%以上含有された調剤の構成要素として、上市されてはならない	26447-40-5	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	シクロヘキサン	Cyclohexane	質量比で0.1%以上含有されての上市禁止	110-82-7	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	硝酸アンモニウム (AN)	Ammonium nitrate	アンモニウムに対して窒素を28重量%以上含む 「物質」または「混合物」として上市禁止	6484-52-2	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	繊維径6μm以下の鉱物性繊維「アルミノシリケート,耐熱性セラミック繊維」「ジルコニアアルミノシリケート,耐熱性セラミック繊維」		意図的添加(注7)禁止	—	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	トルエン	toluene	重量0.1%以上の濃度の調剤の物質或いは物質要素として上市･使用禁止	108-88-3	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	無機アンモニウム塩	Inorganic ammonium salts	セルロース断熱材への使用で下記該当に限り禁止物質とする アンモニアの発生3 ppm(2.12 mg/m3)以下	—	REACH　Annex XVII 3 ppm（体積)(2.12 mg/m3)以上、セルロース断熱材に使用禁止

付表1 禁止物質

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	ビスフェノール A 4,4'-イソプロピリデンジフェノール	Bisphenol A 4,4'-Isopropylidenediphenol	感熱紙への使用で下記該当に限り禁止物質とする 濃度 0.02wt%以上	80-05-7	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ホルムアルデヒド	Formaldehyde	意図的添加(注7)禁止 気中濃度0.1ppm未満 ・繊物用途で、繊物製品単位で、0.0075重量%(75ppm) ・部品・材料に含有する場合は均質材料に対して300ppmを超えないこと。	50-00-0	ドイツ化学品禁止法令, カリフォルニア州CARB 規則、JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	(4-クロロフェニル)シクロプロピルメタノン、分子式C 17 H 15 CIN 2 O 3を有するO - [(4-ニトロフェニル)メチル]オキシム	(4-Chlorophenyl) cyclopropylmethanone, O-[(4-nitrophenyl)methyl] oxime that has the molecular formula C17H15ClN2O3	意図的添加(注7)禁止	94097-88-8	Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012 (SOR/2012-285) Published in Canada
禁止物質 レベル1	N-ニトロソジメチルアミン	N-nitrosodimethylamine; Dimethylnitrosoamine	意図的添加(注7)禁止	62-75-9	Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41. Published in Canada Gazette Part II, 2006-11-29 Vol. 140, No. 25 GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	黄リンマツチ	Yellow phosphorus match	意図的添加(注7)禁止	12185-10-3	安衛法
禁止物質 レベル1	赤リン	Red Phosphorus	プラスチックに意図的添加(注7)禁止	7723-14-0	自主規制 安全設計の観点から禁止
禁止物質 レベル1	ビス(クロロメチル)エーテル (BCME)	Bis(chloromethyl)ether (BCME)	意図的添加(注7)禁止	542-88-1	安衛法,GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が該当するゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの	Rubber cement contains benzene (The amount of benzene is more than 5% weight of solvent in the rubber cement (including diluted solution)		-	安衛法
禁止物質 レベル1	オクタメチルピロホスホルアミド	Octamethyl-pyrophosphoramide	意図的添加(注7)禁止	152-16-9	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	四アルキル鉛塩	Plumbane, ethyltrimethyl-	意図的添加(注7)禁止	1762-26-1	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト	O,O-diethyl-O-4-nitrophenyl phosphorothioate	意図的添加(注7)禁止	56-38-2	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト	Dimethylethylmercapto ethylthiophosphate	意図的添加(注7)禁止	8022-00-2	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフエイト	Dimethyl-(diethylamido-1-chlorocrotonyl)-phosphate	意図的添加(注7)禁止	13171-21-6	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト	Methyl parathion; Parathion-methyl; O,O-dimethyl-O-4-nitrophenyl phosphorothioate	意図的添加(注7)禁止	298-00-0	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	テトラエチルピロホスフエイト	Tetraethyl pyrophosphate; TEPP	意図的添加(注7)禁止	107-49-3	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤	Monofluoroacetic acid and its salts	意図的添加(注7)禁止	144-49-0 etc.	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤	2-Fluoroacetamide	意図的添加(注7)禁止	640-19-7	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	リン化アルミニウムとその分解促進剤	Aluminium phosphide	意図的添加(注7)禁止	20859-73-8	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	トリクロロエチレン	Trichloroethylene	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても 0.01%以下であること。	79-01-6	自主規制 REACH Annex XIV 認可対象物質 化審法第2種 水質汚濁法 2037/2000/EEC US EPA ODS TSCA first10
禁止物質 レベル1	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene	意図的添加(注7)禁止	127-18-4	化審法第2種 環境基本法 水質汚濁法 TSCA first10
禁止物質 レベル1	ジクロロメタン 塩化メチレン	Dichloromethane Methylene chloride	意図的添加(注7)禁止	75-09-2	環境基本法 危険物質の分類、包装、表示に関する法律、規則、行政規定の近似化に関わる理事会指令 67/548/EEC 水質汚濁法 TSCA first10
禁止物質 レベル1	塩素化または臭素化ダイオキシンまたはフラン類[群]	Chlorinated or brominated Dioxins or Furans, all members	意図的添加(注7)禁止 10 ppb (ChemVerbotsV)	GADSL	GADSL禁止物質, EU残留性有機汚染物質に関する規則 850/2004、有害物規則(イギリス、ドイツ)
禁止物質 レベル1	4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MDA)	4,4'-Methylenebisbenzeneamine	意図的添加(注7)禁止	101-77-9	1272/2008/EEC GADSL禁止物質

付表1　禁止物質

禁止物質					参考にした法令等 （本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません）
区分	物質名称	英名	規制値（注5）	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	1,2-ジクロロエタン;二塩化エチレン	1,2-Dichloroethane	意図的添加(注7)禁止	107-06-2	水質汚濁法
禁止物質 レベル1	1,3-ジクロロプロペン	1,3-Dichloropropene	意図的添加(注7)禁止	542-75-6	エコラベル規則 1980/2000 水質汚濁法
禁止物質 レベル1	1,2-ジクロロプロパン	1,2-Dichloropropane	意図的添加(注7)禁止	78-87-5	安衛法
禁止物質 レベル1	Cis-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-Dichloroethene	意図的添加(注7)禁止	156-59-2	水質汚濁法
禁止物質 レベル1	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(EPN)	O-Ethyl O-4-nitrophenyl phenylphosphonothioate	意図的添加(注7)禁止	2104-64-5	水質汚濁法
禁止物質 レベル1	クロロメチルメチルエーテル	Chloromethyl Methyl Ether	意図的添加(注7)禁止	107-30-2	GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	2-メトキシエタノール	2-Methoxyethanol	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても 0.5%以下であること。	109-86-4	GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	テトラクロロベンゼン類	Tetrachlorobenzene, all members	意図的添加(注7)禁止	GADSL 12408-10-5, 84713-12-2,etc	GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	テトラフルオロメタン	Methane, tetrafluoro-	意図的添加(注7)禁止	75-73-0	GADSL禁止物質 Statutory Order no. 552 of 2 July 2002 of the Danish Ministry of the Environment
禁止物質 レベル1	クロロエチレン（別名塩化ビニル）/クロロ-1-エチレン（塩化ビニルモノマー）	Vinyl chloride/Chloro-1-Ethylene (monomer vinyl chloride)	意図的添加(注7)禁止 5ppm	75-01-4	GADSL禁止物質(1272/2008 /EEC) REACH　Annex XVII(エアゾル)
禁止物質 レベル1	硫化コバルト	Cobalt sulphate	0.01%以上の含有禁止	10124-43-3	
禁止物質 レベル1	6-(2-クロロエチル)-6(2-メトキシエトキシル)2,5,7,10-テトラオクサ-6-シラウンデカン	6-(2-chloroethyl)-6(2-methoxyethoxy)-2,5,7,10-tetraoxa-6-silaundecane; etacelasil	意図的添加(注7)禁止	37894-46-5	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	tris(dimethylphenyl) phosphate	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても 0.01%以下であること。	25155-23-1	REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	リン酸トリス(2-エチルヘキシル)	tris(2-ethylhexyl) phosphate	意図的添加(注7)禁止	78-42-2	
禁止物質 レベル1	リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）	Tris (2-chloroethyl) phosphate (TCEP)	1000ppm以下	115-96-8	REACH　Annex XIV　認可対象物質 Vermont州法（臭素系難燃剤に関する米国法の上乗せ法） EU玩具指令（3歳以下用または、口の中に入れる玩具）
禁止物質 レベル1	リン酸トリス（1-メチル-2-クロロエチル）（TCPP）	tris(2-chloro-1-methylethyl) phosphate(TCPP)	1000ppm以下	13674-84-5	Vermont州法（臭素系難燃剤に関する米国法の上乗せ法） EU玩具指令（3歳以下用または、口の中に入れる玩具）
禁止物質 レベル1	リン酸トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）（TDCPP）	tris(1,3-dichloro-2-propyl) phosphate(TDCPP)	1000ppm以下	13674-87-8	Vermont州法（臭素系難燃剤に関する米国法の上乗せ法） EU玩具指令（3歳以下用または、口の中に入れる玩具）
禁止物質 レベル1	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDDまたはHBCD）およびすべての主要ジアステレオ異性体	Hexabromocyclododecane (HBCDD,HBCD) and all major diastereoisomers	75ppm以下	JIG-101　ANNEX B	EU POPs規則 JIG-101　クライテリアR Pops修正指令(EU) 2016/293 TSCA　First10
禁止物質 レベル1	5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン（ムスクキシレン）	5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene (Musk xylene)	1000ppm以下	81-15-2	顧客要求 REACH　Annex XIV　認可対象物質 認可申請期日：2013年1月21日 禁止日：2014年7月21日
禁止物質 レベル1	2,4-ジニトロトルエン	2,4-Dinitrotoluene (2,4-DNT)	1000ppm以下	121-14-2	顧客要求 REACH　Annex XIV　認可対象物質
禁止物質 レベル1	酸化ベリリウム	beryllium oxide	1000ppm以下	1304-56-9	顧客要求 REACH　Annex XVII　発がん性物質 EU域内での素材の一般販売禁止

付表1　禁止物質

禁止物質					参考にした法令等 （本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません）
区分	物質名称	英名	規制値（注5）	CAS No 参照例示物質リスト（注1）	
禁止物質 レベル1	長鎖ペルフルオロアルキルカルボキシレート（LCPFAC） 禁止用途は表面コーティング（材料または成形品の表面に形成される薄い層）に限る	Long-Chain Perfluoroalkyl Carboxylate（LCPFAC） Prohibited applications are limited to surface coating (a thin layer formed on the surface of a material or an article).	意図的添加（注7）禁止	507-63-1，678-39-7 865-86-1，2043-53-0 2043-54-1，17741-60-5 27905-45-9，30046-31-2 39239-77-5，60699-51-6 65510-55-6，68187-47-3 68391-08-2，70969-47-0 125476-71-3， 1078712-88-5 1078715-61-3 71217(CBI) 89419(CBI) 274147(CBI) (CBI):EPA 承認番号	TSCA 第5条重要新規用途規則(SNUR)
禁止物質 レベル1	リン酸トリアリール イソプロピル化物 PIP(3:1) 別名:リン酸トリス （イソプロピルフェニル） ただし以下の用途を除く (1)接着剤 (2) 艶出しおよび潤滑油; (3) 自動車及び航空宇宙業界の新規部品及び交換部品; (4) リサイクル由来PIP(3:1)を含むプラスチック; (5) リサイクル由来PIP(3:1)含むプラスチックを使用した製品または成形品	PIP(3:1) (phenol, isopropylated phosphate (3:1)、 alias Tris (4-isopropylphenyl) phosphate) However, the following applications are excluded (1) Adhesives (2) Glazing and lubricating oils; (3) New and replacement parts in the automotive and aerospace industries; (4) Plastics containing recycled-origin PIP (3:1); (5) Products or articles made from plastics containing PIP(3:1) of recycled origin	検出されないこと	68937-41-7	TSCA
禁止物質 レベル1	ペンタクロロチオフェノール ペンタクロロベンゼンチオール (PCTP)	Pentachlorothiophenol Pentachlorobenzenethiol (PCTP)	1%	133-49-3	TSCA
禁止物質 レベル1	1-ブロモプロパン	1-Bromopropane	意図的添加（注7）禁止	106-94-5	TSCA First10
禁止物質 レベル1	1,4-ジオキサン	1,4-dioxane	意図的添加（注7）禁止	123-91-1	TSCA First10
禁止物質 レベル1	N-メチル-2-ピロリドン（NMP）	N-Methylpyrrolidone (NMP)	意図的添加（注7）禁止	872-50-4	TSCA First10
禁止物質 レベル1	ピグメントバイオレット29	Pigment Violet 29	意図的添加（注7）禁止	81-33-4	TSCA First10
禁止物質 レベル1	ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩(PFHxS)及び関連物質	Perfluorohexane-1-sulphonic acid(PFHxS) and its salts and related substances	意図的添加（注7）禁止 PFHxSとその塩の合計で0.025ppm PFHxS関連物質の合計で1ppm	-	・EU POPs規則 ・化審法
禁止物質 レベル1	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン（“デクロランプラス”TM）	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-Dodecachloropentacyclo[12.2.1.1*6,9*.0*2,13*.0*5,10*]octadeca-7,15-diene, all members	意図的添加（注7）禁止 1ppm	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法 ・カナダPCTSR（Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations） 当該物質含有申告及び段階的廃止予定を求めることを審議中 ・POPs（ストックホルム条約）
禁止物質 レベル1	ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）C9-C14　とその塩及び関連物質	Perfluorocarboxylic acids (PFCAs) C9-C14 and their salts and related substances	C9-C14 PFCAおよびその塩の合計で25ppb C9-C14 PFCA関連物質の合計で260ppb	-	・REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）C9-C21　とその塩及び関連物質	Perfluorocarboxylic acids (PFCAs) C9-C21 and their salts and related substances	意図的添加（注7）禁止 C9-C21 PFCAおよびその塩の合計で25ppb C9-C21 PFCA関連物質の合計で260ppb	-	POPs条約（ストックホルム条約）
禁止物質 レベル1	UV-328 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール	UV-328 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol	意図的添加（注7）禁止 1ppm	25973-55-1	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法 ・POPs（ストックホルム条約）
禁止物質 レベル1	1H-1,2,4-トリアゾール-5-イルアミン	Amitrole	意図的添加（注7）禁止	61-82-5	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法
禁止物質 レベル1	イプロジオン	Iprodione	意図的添加（注7）禁止	36734-19-7	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法
禁止物質 レベル1	ノニルフェノールおよびノニルフェノールエトキシレート類	Nonylphenol and Nonylphenol Ethoxylates	意図的添加（注7）禁止	84852-15-3 127087-87-0	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法 ・REACH　Annex XVII
禁止物質 レベル1	MOAH（鉱物油） 1～7個の芳香環を含むMOAH	Mineral Oil Aromatic Hydrocarbons MOAH containing 1 to 7 aromatic rings	インク中において、0.1%未満	-	・フランス ミネラルオイル規制
禁止物質 レベル1	MOAH（鉱物油） 3～7個の芳香環を含むMOAH	Mineral Oil Aromatic Hydrocarbons MOAH containing 3 to 7 aromatic rings	インク中において、1ppm未満	-	・フランス ミネラルオイル規制
禁止物質 レベル1	MOSH（鉱物油） 16～35個の炭素原子を含むMOSH	Mineral Oil Saturated Hydrocarbons MOSH containing 16 to 35 carbon atoms	インク中において、0.1%未満	-	・フランス ミネラルオイル規制

付表1　禁止物質

禁止物質					参考にした法令等 （本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません）
区分	物質名称	英名	規制値（注5）	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	GADSL 注3　のClassification（分類）が ・「P」に該当する物質 ・「D/P」で「P」に該当する物質 ただし、以下はここで指定している禁止物質に該当しない。 ①この行以外の禁止物質 レベル1 ②①で、禁止物質に該当しなかった物質（弊社規制値以下、適用除外など）	In the classification of GADSL (Note 3) · Substances corresponding to "P" · Substances corresponding to "P" in "D / P" However, the following does not correspond to the prohibited substances specified this row. ① prohibited substances level 1 other than this row ② the substances not correspond to the prohibited substances In ①　(below the threshhold ,aplied to the exclusion, and so on)	GADSL による URL：http://www.gadsl.org/ ・最終用途が不明などの理由で「D/P」で「D」か「P」いずれか自社では判断できないものは、グリーン調達ガイドライン別表3「禁止物質に関する保証書」にて、含有している禁止物質として申告願います。	GADSL による	
禁止物質 レベル2	デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）	Decabromodiphenylethane	意図的添加(注7)禁止	84852-53-9	・カナダPCTSR(Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations) 当該物質含有申告及び段階的廃止予定を求めることを審議中 ・顧客要求：使用状況の把握
	期限：未定（今後の法令による）				
禁止物質 レベル2	ペルフルオロヘキサン酸((PFHxA)とその塩及び関連物質	Perfluorohexanoic acid(PFHxA) and its salts and related substances	意図的添加(注7)禁止 PFHxAとその塩の合計で0.025ppm PFHxA関連物質の合計で1ppm	GADSL	・REACH　Annex XVII
	期限：未定（今後の法令による）				
禁止物質 レベル2	ペル及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）**（注8）**	Per- and PolyFluoroAlkyl Substances (PFAS)	意図的添加(注7)禁止 PFAS単体：0.025ppm 複数のPFASの合計で0.25ppm 高分子PFASの合計で50ppm	GADSL	・REACH　Annex XVII　審議中 ・米国TSCA, 米国各州　審議中 ・顧客要求：使用状況の把握
	期限：未定（今後の法令による）				
禁止物質 レベル2	禁止物質レベル1に該当する物質以外で、 REACH規則で認可物質としてAnnex XIVに記載されている物質	Except for substances that fall under "Prohibited Substance Level 1", the Substances in the list of substances included in Annex XIV of REACH ("Authorisation List").	1000ppm以下	下記認可物質リストによる https://echa.europa.eu/authorisation-list	REACH規則 EU域内で当該物質は、物質・調剤として使用と販売が原則禁止されている。 また当該物質が含有している成形品は、SVHCとして当該物質ついて報告の義務がある。 EUで有害と評価されている物質の為、CSRの観点から禁止物質レベル2として管理する。
	期限：未定（今後の法令による）				

注1 本欄に、JIG-101　ANNEX B または GADSLと記載されているものに関しては、例示物質として下記注2、注3のリストを参照のこと。

注2 JIG-101　：ジョイントインダストリーガイドラインの略称、JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）およびCEA（米国家電協会）およびDEGITALEUROPE（欧州）の合意のもとに発行された製品含有化学物質管理に関するガイドライン。
最新の法規制情報などを盛り込み、R（現行法規制対象）、A（評価対象）そしてI（報告対象）と
3つのクライテリア（基準）に分類されている。下記のHPより、最新版を入手し、別表Bから、例示物質を参照すること。
URL：http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green7.htm

注3 GADSL：Global Automotive Declarable Substance Listの略　自動車業界における世界的な統一申告物質リスト
下記のURLよりGADSL Reference Listを入手し、例示物質を参照すること。
URL：http://www.gadsl.org/
JAMAシート（http://www.japia.or.jp/datasheet/）、chemSHERPA（https://chemsherpa.net/）の利用にて間接的に確認することもできます。

注4 欧州共同体のアゾ染料使用禁止は、アゾ基の還元切断により別表B のリストの22 の芳香族アミンの1 つが生成される特定アゾ染料・顔料に適用されます。 閾値レベルはアゾ染料・顔料ではなく、これらのアミンに適用されるものです。

注5 意図的添加禁止と閾値　両方が書いてある場合は、意図的添加は禁止され、さらに意図的でなくてもこの閾値で含有を禁止することを意味する。

注6 図面等に当該用途が記載されている材質に適用

注7 規制値以下であるか否かを問わず、当該物質の含有を認識している状態で、部品・原材料に対して含有させていることをいう。
製造工程において意図せず生成した化学物質（副生成物）についてもそれらの含有・付着を認識している場合は、意図的添加とみなす。

注8 PFASの定義を以下の①②のいずれかに該当する有機フッ素化合物とします。
①少なくとも1つ以上の炭素-フッ素結合（C-F）を含む有機フッ素化合物（OECDの定義に準拠）
②全フッ素化アルキル基（-CnF2n+1）を1つ以上含む有機フッ素化合物（米国EPAのTSCA規則案に準拠）
無機フッ素化合物（例：フッ化カルシウム、フッ化水素など）は対象外

付表2　製造工程禁止物質

「付表1」の禁止物質と同じになります。

付表3：用途限定（玩具・子供向け製品，電池，包装）禁止物質

該当製品用途に限り、付表1に加え使用を禁止する物質（レベル1）				参考にした法令等（本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません）
適用用途	物質名称	規制値（注5）	CAS No 参照例示物質リスト（注1）	
玩具または子供用品	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP(DOP)) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル（BBP）	意図的添加禁止 左記6種の合計が0.1%以上の濃度での含有禁止	117-81-7 84-74-2 85-68-7	RoHS指令（2011/65/EU） REACH Annex XVII JIG-101 クライテリアR 玩具及び子供用品中の可塑性材料の質量に左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 台湾CNS4797（玩具の安全規格） (DEHP(DOP))+(DBP)+(BBP) +(DINP)+(DIDP)+(DNOP)<0.1%
	フタル酸ジイソノニル(DINP) フタル酸ジイソデシル(DIDP) フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)		28553-12-0／68515-48-0 26761-40-0／68515-49-1 117-84-0	REACH Annex XVII JIG-101 クライテリアR 子供によって口に入れられる玩具及び子供用品用途で、左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 台湾CNS4797（玩具の安全規格） (DEHP(DOP))+(DBP)+(BBP) +(DINP)+(DIDP)+(DNOP)<0.1%
	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP(DOP)) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル（BBP） フタル酸ジイソブチル (DIBP)	プラスチック材料部に適用 意図的添加禁止 左記の合計が0.1%以上の濃度での含有禁止	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	REACH Annex XVII Shall not be placed on the market after 7 July 2020 equal to or greater than 0,1 % by weight of the plasticised material in the article
	水銀(Hg)	60ppm未満（EN71-3 溶出試験にて）	7439-97-6	EU 玩具指令（2009/48/EC）/EN71-3
	カドミウム(Cd)	75ppm未満（EN71-3 溶出試験にて）	7440-43-9	
	鉛(Pb)	90ppm未満（EN71-3 溶出試験にて）	7439-92-1	
	クロム(Cr)	60ppm未満（EN71-3 溶出試験にて）	7440-47-3	
	バリウム(Ba)	1000ppm未満（EN71-3 溶出試験にて）	7440-39-3	
	ヒ素(As)	25ppm未満（EN71-3 溶出試験にて）	7440-38-2	
	セレン(Se)	500ppm未満（EN71-3 溶出試験にて）	7782-49-2	
	アンチモン(Sb)	60ppm未満（EN71-3 溶出試験にて）	7440-36-0	
	鉛及びその化合物	90ppm 表面塗装の重量ppm	JIG-101 ANNEX B GADSL	米国家庭用品安全性向上法
		100ppm 製品あたりの重量ppm		
	ベンゼン	意図的添加禁止 意図的でなくても製品あたり5ppm以下であること。	71-43-2	REACH Annex XVII
電池	カドミウム及びその化合物	ボタン形電池を除く マンガン電池・アルカリ電池・ニッケル水素二次電池：10ppm	JIG-101 ANNEX B	電池規制2006/66/EC 中国・韓国・アルゼンチン 電池法令 顧客要求事項
		上記以外の電池：20ppm		
	水銀及びその化合物	ボタン形電池を除く マンガン電池・アルカリ電池・ニッケル水素二次電池：1ppm	JIG-101 ANNEX B	
		ボタン形空気亜鉛電池およびLR23A：2000ppm		
		上記 その他の電池：5ppm		
	鉛及びその化合物	アルカリマンガン電池（ボタン形電池を除く）：40ppm	JIG-101 ANNEX B	
		マンガン電池 アルカリマンガンボタン形電池 1000ppm		
		上記以外の電池：2000ppm		
	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP(DOP)) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル（BBP） フタル酸ジイソブチル (DIBP)	プラスチック材料部に適用 意図的添加禁止 左記の合計が0.1%以上の濃度での含有禁止	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	REACH Annex XVII Shall not be placed on the market after 7 July 2020 equal to or greater than 0,1 % by weight of the plasticised material in the article
包装	カドミウム 水銀 6価クロム 鉛	包装材を構成する各部材に関して(Cd)+(Hg)+(Cr+6)＋(Pb)≦100ppm	JIG-101 ANNEX B	94/62/EC
	特定臭素(PBDEs)	総合計500ppm	JIG-101 ANNEX B GADSL	EU POPs規則 Annex Ⅰ
	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP(DOP)) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル（BBP） フタル酸ジイソブチル (DIBP)	プラスチック材料部に適用 意図的添加禁止 左記の合計が0.1%以上の濃度での含有禁止	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	REACH Annex XVII Shall not be placed on the market after 7 July 2020 equal to or greater than 0,1 % by weight of the plasticised material in the article

付表４　RoHS指令適用除外

ヒロセ電機グループが使用している適用除外を示します。
また、2025年1月に公表された官報案のなかから、上記適用除外に関わるものを以下に示します。

物質名	指令上の番号	適用除外内容	指令の有効期限
鉛および その化合物	6(a)-Ⅰ	機械加工用途の鋼材に合金成分として含まれる0.35wt%までの鉛	未定（延長予定）
	6(b)-Ⅰ	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件として、 アルミニウムに合金成分として含まれる0.4wt%までの鉛	未定（撤廃予定）
	6(b)-Ⅱ	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4wt%までの鉛	未定（撤廃予定）
新設	6(b)-Ⅲ	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件として、 アルミニウム鋳造合金に合金成分として含まれる0.3wt%までの鉛	未定（延長予定）
	6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金	未定（延長予定）
	7(a)	高融点はんだに含まれる鉛 （鉛含有率が85wt%以上の鉛ベースの合金）	未定（延長予定）
	7(c)-Ⅰ	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラスまたはセラミック中に 鉛を含む電気電子部品（例：圧電素子） もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に 鉛を含む電気電子部品	未定（延長予定）
	7(c)-Ⅱ	定格電圧がAC125VまたはDC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	未定（延長予定）

ヒロセ電機株式会社 宛

構成表（別紙1）

ver18

発行日

【調査品目】

メーカー名

メーカー品番

ヒロセ品番

【書類作成】

会社名

部署名

責任者名

担当者名

担当者TEL

担当者e-mail

構成部品は、均質材質毎に調査をお願いします。
構成部品毎（均質材質毎）に、SDS、高精度分析レポートを添付してください。

部品No	構成部品名	メーカー名	材質	メーカー品番	使用数	1個あたり質量(g)	合計質量(g)	SDS ファイル名	高精度分析レポート ファイル名
1							0.000000		
2							0.000000		
3							0.000000		
4							0.000000		
5							0.000000		
6							0.000000		
7							0.000000		
8							0.000000		
9							0.000000		
10							0.000000		
	必要な場合は本行をコピーして追加してください。						0.000000		
						総合計質量(g)	0.000000		
						単位			

構成図

ヒロセ電機株式会社 宛

化学物質成分表（別紙2）

ver18

発行日

【調査品目】

メーカー名

メーカー品番

ヒロセ品番

構成表の「部品No」

【書類作成】

会社名

部署名

責任者名

担当者名

担当者TEL

担当者e-mail

【お願い事項】

1．**含有している化学物質について、「意図的に添加している」、または「含有が既知である」場合は、すべて記載してください。**

2．含有している化学物質について、ノウハウなどの理由から非開示にしたい場合、非開示物質の合計含有率が10%未満であれば、「その他物質」としてまとめて記載していただいて構いません。
ただし、以下の物質は「その他物質」にまとめずに、必ず記載してください。
ヒロセ電機の禁止物質レベル１／禁止物質レベル２の物質　IMDS／chemSHERPAで開示が求められている物質

3．**揮発後または反応後の状態で成分を記載してください。その記載が困難な場合は、揮発/反応有無の欄に、揮発性または反応性の物質は「有」を、その他は「無」を選択して記載してください。**

4．4M変更などで本書面の内容に変更が生じた場合は再提出をお願いします。

5．本書面の代わりに、IMDS（弊社アカウント：23616）、JAPIAシート、IPCフォーマット、メーカー様書面のいずれかで提出していただいても構いません。

化学物質名 （日本語名）	化学物質名 （英語名）	CAS登録番号	含有率(%)	揮発/反応 有無	用途	備考
必要な場合は本行をコピーして追加してください。						

合計含有率　0.000

合計含有率は100%となるように回答お願いいたします

ヒロセ電機使用欄		
承認	査閲	担当

ヒロセ電機株式会社 宛

禁止物質に関する保証書（別紙3）

ver18

発行日

【調査品目】
メーカー名
メーカー品番
ヒロセ品番
複数品目ある場合は、品目一覧表へ入力お願いします。

【書類作成】
会社名
部署名
責任者名
担当者名
担当者TEL
担当者e-mail

当社は、ヒロセ電機グループに直接または代理店その他第三者をつうじて納品する物品（製品、部品、原材料、梱包用品等、その他前記納入物品と共に納入されるもの）について、
以下に記載された禁止物質を除き、グリーン調達ガイドラインに記載する「禁止物質」が含有されていない（規制値以内含む）ことを保証します。
上記納入物品の製造工程においては、以下に記載された禁止物質を除き、グリーン調達ガイドラインに記載する「製造工程禁止物質」を使用していないことを保証します。
4M変更などで本書面の内容に変更が生じた場合は再提出をお願いします。
調査はサプライヤチェーンを通じ原材料まで行き届いており、間違いのないこと、製造工程では禁止物質を納入物品に混入・付着させないように品質管理されていることを契約いたします。

納入物品 への「禁止物質」の含有有無

参照ガイドライン版数：**18**版

含有している場合は以下に記載してください。規制値を満足している場合は「含有無し」で回答してください。
RoHS指令対象物質の場合、「RoHS適用除外」欄の選択肢から該当するものを選んでください。

禁止物質名	CAS登録番号	含有部位	含有率 (%)	RoHS 適用除外	備考
必要な場合は本行をコピーして追加してください。					

製造工程 での「製造工程禁止物質」の使用有無

参照ガイドライン版数：**18**版

使用している場合は以下に記載してください。規制値を満足している場合は「含有無し」で回答してください。
RoHS指令対象物質の場合、「RoHS適用除外」欄の選択肢から該当するものを選んでください。

禁止物質名	CAS登録番号	含有部位	含有率 (%)	RoHS 適用除外	備考
必要な場合は本行をコピーして追加してください。					

備考

品目一覧表

メーカー品名	メーカー品番	ヒロセ品番
必要な場合は本行をコピーして追加してください。		

ヒロセ電機株式会社 宛

ハロゲンに関する回答書（別紙4）

ver18

発行日

【調査品目】
メーカー品名
メーカー品番
ヒロセ品番

複数品目ある場合は、品目一覧表へ入力お願いします。

【書類作成】
会社名
部署名
責任者名
担当者名
担当者TEL
担当者e-mail

ヒロセ電機グループに直接または代理店その他第三者をつうじて納品する物品（製品、部品、原材料）について、
以下の①②③の区分から、該当する区分に ✓ を記載してください。

	① ハロゲン5物質（Br, Cl, F, I, At）非含有
	② IEC61249-2-21 基準に適合
	③ 上記のどちらにも該当しない

③を選択された場合、
理由を備考欄に記載してください。

IEC61249-2-21 基準 （均一部位毎に下記基準を全て満たす）
Br(臭素)：900ppm以下
Cl(塩素)：900ppm以下
総Br(臭素)＋総Cl(塩素)の合計：1500ppm以下

備考

品目一覧表

メーカー品名	メーカー品番	ヒロセ図番
必要な場合は本行をコピーして追加してください。		

別紙5

取引先環境保全評価リスト（VER4.4）

太枠内をご記入下さい

貴社名		発行日	
承認者 役職 / 氏名	印	評価者 役職 / 氏名	印

（１）環境保全活動に関する確認

ISO 14001等の外部認証を	ＹＥＳ／ＮＯ	認証の名称 ISO14001，エコアクション21，エコステージ，KES 等	取得日 取得予定日	認証機関	認証Ｎｏ
取得済みである					
取得計画がある					

★　ISO認証取得済みの場合は、以下記入不要です。「生物多様性について」の設問へ進んでください。

	評　価　項　目	仕組み	実施	評点
組織	1.環境対策委員会等の環境管理推進組織が設置されている。			0
	2.上記推進組織の位置付け、および機能が明確になっている。			0
	3.上記組織への経営層の主導的参加が行われている。			0
企業活動	4.過去5年間に関係監督官庁からの指導・処罰を受けたことがない。（ある場合は内容を下記に記載） 【処罰内容：　】			0
	5.従業員に対し環境保全に関する啓蒙活動を行っている。			0
	6.省エネルギー推進活動を行っている。			0
	7.環境関連法規(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等)を特定し遵守している。			0
	8.廃棄物の減量化や再資源化(ﾘｻｲｸﾙ)に積極的に取り組んでいる。			0
	9.環境及び生物多様性に配慮した資材の活用を検討している。			0
	10.規制物質の使用状況等、当社環境配慮活動に関する協力要請に対し速やかに対応している。			0
	合　計　得　点			0

生物多様性について	ＹＥＳ／ＮＯ	評点
生物多様性の保全を推進しているか？		0
生物多様性の保全をサプライチェーンに展開しているか？		0

★不足の部分は、継続的に改善をお願いします。

（２）化学物質管理体制の確認

ISO 9001の外部認証を	ＹＥＳ／ＮＯ	認証の名称	取得日 取得予定日	認証機関	認証Ｎｏ
取得済みである					
取得計画がある					

JAMP ガイドライン附属書 E のチェックリスト（バージョン 4.01 以降）の評価結果を下表に記入してください。

自己評価結果	該当数 未チェック	準適合	不適合	非該当	是正計画書提出有無	管理体制合否判定
実施項目：5.4.2以降の評価結果に関して右に記載してください						

合格基準：実施項目5.4.2以降で不適合がないこと。更に準適合の項目に対し是正計画書（書式は任意）が提出されていること。

（３）禁止物質の品質管理状態の確認

	評　価　項　目	仕組み	運用記録	評点
組	1　採用部材が成分上禁止物質を含んでいないことを設計（採用）段階で正しく確認出来ているか？			0
	2　禁止物質等に関する成分情報が正確に顧客に提出できる体制ができているか？			0
	3　購入先の禁止物質対応能力は確認しているか？能力不足の場合はフォローアップ・処置の記録があ			0
	4　購入部材受け入れ時　禁止物質非含有の確認はされているか？			0
	5　製造工程で禁止物質の混入・付着・生成しないよう管理され管理通りに作られているか？			0
	6　自社そして生産委託先も含めて「併行生産」が行われていないか？			0
	7　上記１～６までの記録が残っており、理論的に禁止物質非含有が証明できる状態になっているか？			0
	8　上記１～７について内部監査が行われ経営層に報告されているか？			0
識	9　上記１～８について品質に関する管理責任者は責任を負っているか？			0
			合計	0

【併行生産の定義】 弊社禁止物質の含有を弊社閾値以内に管理している品目の製造と、弊社禁止物質を弊社閾値を超えて含有している品目の製造が受入確認～保管～製造工程～仕掛品・完成品の保管～出荷までのいずれかの工程において、同時期に同一建屋内で行われること

上記の仕組み・運用記録の各9項目（計18項目）のなかで0点項目がある場合は、是正計画書（書式は任意）を提出すること。

（４）禁止物質の混入リスク確認

1）RoHS指令のフタル酸について移行※の対策（製品に触れるもののフタル酸フリー確認等）はできていますか？
※フタル酸を含んでいるものに触れるとそのフタル酸が付着する現象（例テーブルの塩ビシート→製品）

2）製造設備　現場の物品　他社向製品・部品等に含まれる禁止物質が、弊社製品に混入・付着する恐れはありますか？

3）設問2）が「はい」の場合、その禁止物質名と混入管理の方法を下記に記載ください。

禁止物質名：
＜管理方法＞

（５）ランク判定

評価結果	評点(点数は(１)＜120点満点＞(２)＜20点満点＞（３）＜160点＞の合計)	ランク
	260以上	S
	220～259	A
	156～219	B
	92～155	C
	91以下　または　化学物質管理体制構築が不合格	D